

2025 - 2026 年度国際ロータリーテーマ

よいことの
ために
手を取りあおう

Rotary 

第 2780 地区ガバナー

松下 孝

(伊勢原)

事務局 〒251 - 0055 藤沢市南藤沢 22 - 7 - 501

(第一相澤ビル 5 階)

TEL 0466 - 25 - 8855 FAX 0466 - 25 - 8866

第 2780 地区第 6 グループガバナー補佐

松本 豊

(厚木県央)

事務局 〒243 - 0017 厚木市栄町 1 - 16 - 15

(厚木商工会議所内)

TEL 046 - 222 - 5811 FAX 046 - 222 - 5821

厚木県央ロータリー・クラブ会長

山口昌興

事務局 〒243 - 0017 厚木市栄町 1 - 16 - 15

(厚木商工会議所内)

TEL 046 - 222 - 5811 FAX 046 - 222 - 5821



厚木県央ロータリークラブ バナー
(デザイン：大矢鳳城初代会長)

右側ブルーの部分は相模川の清流や丹沢に
ひろがる晴天を、左側シルバーの部分は人
間の知と品性を、中心にある深紅の輪は禅
語で言う圓相を二筆書きにし、その接点は
人間の出逢いとふれあいを意図し、そこに
集う情熱的な信頼関係を表現しています。



2025—2026 年度国際ロータリーテーマ	1
厚木県央ロータリークラブ バナー	2
目 次	3
国際ロータリー会長メッセージ	4
地区ガバナーメッセージ	5
ロータリーの目的、奉仕の理想	6
四つのテスト、ロータリーソング	7
クラブ地域位置図、クラブ地域人口	8
近隣クラブ例会一覧表	9
クラブ概況	12
年度別役員理事委員長名簿	14
年度別 2780 地区役員委員名簿	20
ロータリー寄付貢献者	24
職業分類一覧表	26
会務分担表	28
会長方針	30
幹事計画	31
会場監督	32
クラブ会計	33
会員組織委員会	34
クラブ管理運営委員会	35
公共イメージ委員会	36
奉仕プロジェクト委員会	37
職業奉仕委員会	38
収支予算書	40
定 款	44
細 則	56
内 規	66
慶弔及び各種記念品規定	74
連続出席表彰規定	76
事務局利用規定	77
会員選挙の流れ	78
年間行事計画	80
会員名簿	86
新会員推薦書	96
理事会議案書	97

2025 - 2026 年度国際ロータリー会長
マリオ・セザール・マルティンス・デ・カマルゴ
(ブラジル・サンパウロ)



《よいことのために手を取りあおう》

ロータリーの最大の財産は、その歴史でも、プロジェクトでも、比類のない世界的広がりでもない。それは会員です。ロータリーのパートナー団体がロータリー会員の「並外れた献身」を称賛したことに触れ、外部団体からそう認められたことで、ロータリーが、世界に与えることの出来る最大の贈り物は、その会員であるという私の理解が深まった。世界の地域社会でのロータリーの奉仕を強化することの重要性を強調し、その上で、成長のための「不可欠な3つの柱」として、革新、継続性、パートナーシップを挙げた。

革新しながらも一貫した伝統を築く

テクノロジー、社会の期待、経済状況は常に変化しており、ロータリーもそれに合わせて進化しなければなりません。……革新こそが、変化するこの世界に私たちが適応する手段。

リーダーシップの継続性の重要性

継続性とは、画一性では無く、連携です。地区リーダー同志が連携し、年度を越えてロータリーを思い描けば、長期的な成功の土台が築かれる

パートナーシップの力

ロータリー会員は単独でも大きな成果をあげれるが、仲間と協力すれば世界を変えることさえ可能である。ポリオ根絶に向けたロータリーの歴史的な取り組みは、ゲイツ財団、世界保険機関、UNICEF（国連児童基金）などのパートナーと連携して行われてきた。これらのパートナー団体がなかったら、ロータリーが同様のインパクトをもたらすことができなかったであろう。さらに、入会への関心を高め、クラブを活性化させるために、様々な形でのパートナーシップを模索してください。

事業者団体、専門職団体、学術機関などと協力することで、ロータリーは職業や考え方の多様性を取り入れながら新会員を増やすことが出来る。

奉仕と参画というロータリーの価値観を共有する職業人に働きかけることで世界でよいことをするロータリーの力を拡大できる。

ロータリーのすべての功績と成長は、究極的に会員にかかっている。会員の入会促進と維持に力を入れることで、今後も長年にわたって地域社会に変化を生み出すロータリーの強さと力が高まる。



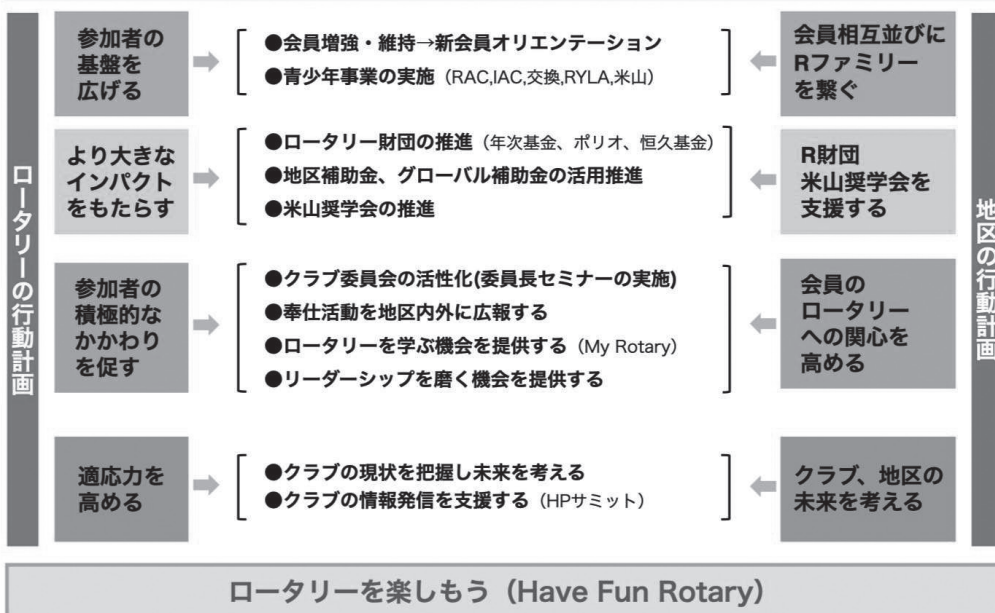
国際ロータリー第 2780 地区ガバナー
松下 孝 (伊勢原 RC)

地区 VISION 並びに目標

デ・カマルゴ RI 会長は一貫して「会員増強」を訴えています。今年度は「会員増強」に重点を置き、RI 活動計画に基づきクラブの活性化を推進してまいります。

物事は「楽しく」なければ続けることが出来ませんし、ロータリーも例外ではありません。ロータリーは、親睦だけではなく、出会いや学び、寄付や奉仕活動等様々な「楽しい」を提供します。「Have Fun Rotary: ロータリーを(みんなで一緒に)楽しみましょう」

地区アクションプラン2025-26



【数値目標】

- ・ 会員増強 As Many As Possible(AMAP)
本年度は一人でも多くの方がロータリーに共感し楽しめるようにクラブ会長を中心としたクラブ会員の皆様と一体となって活動してまいります。
- ・ 寄附 (喜捨) 世界や地域の支援、青少年育成の貴重な財源となります
- ・ R 財団 年次基金：お一人 200\$ 以上
- ・ ポリオプラス：お一人 40\$ 以上
- ・ 恒久基金：地区で 100,000 \$ 以上 (ベネファクター)
(PHS、PPS への参加推進)
- ・ 米山奨学会：お一人 20,000 円以上

ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として
奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。
具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
- 第 2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする。
- 第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること。
- 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

奉仕の理想

他人への思いやりは奉仕の基本である。

他人への援助はその表現である。

相共に、かかる行為は奉仕の理想を構成する。

奉仕の理想は、クラブ、職業、社会及び国際奉仕を通じて、
ロータリークラブ及びロータリアンの活動において例証さ
れるのである。

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

入りて学び、出でて奉仕せよ。

ロータリーソング

<奉仕の理想>

奉仕の理想に 集いし友よ
御国に捧げん 我等の生業
望むは世界の 久遠の平和
めぐる歯車 いや輝きて
永久に栄えよ 我等のロータリー

<それでこそロータリー>

どこで会っても やあと言おうよ
見つけた時にゃ おいと呼ぼうよ
遠い時にゃ 手を振り合おうよ
それでこそ ローローロータリー



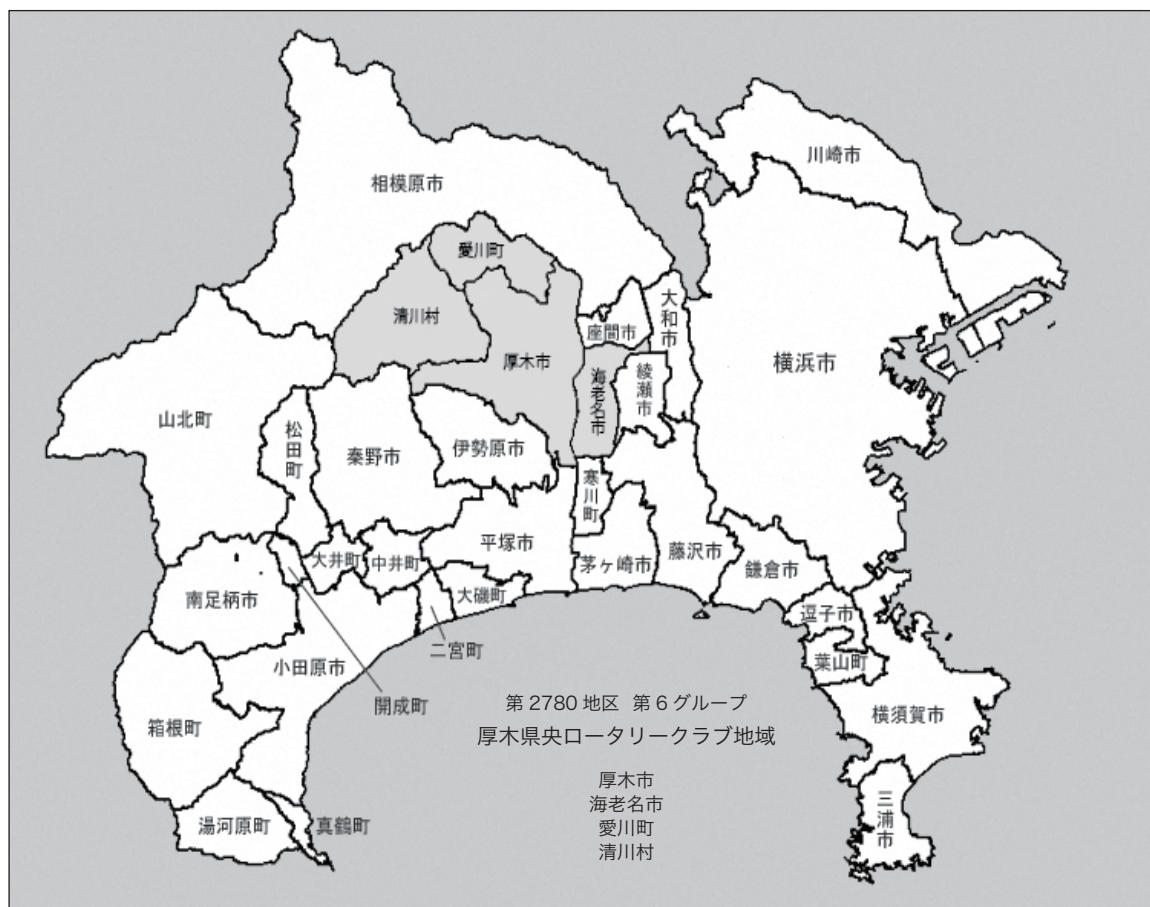
<我等の生業>

我等の生業 さまざまなれど
集いて図る 心は一つ
求むるところは 平和親睦
力むるところは 向上奉仕
おおロータリアン 我等の集い

<手に手つないで>

手に手つないで つくる友の輪
輪に輪つないで つくる友垣
手に手 輪に輪 ひろがれまわれ
ひとつ心に おおロータリアン
おおロータリアン

厚木県央ロータリークラブの地域位置図



クラブの地域人口

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
厚木市	224,139	223,762	223,506	223,815	223,706	223,014
海老名市	134,714	136,178	137,987	139,739	140,504	141,488
愛川町	39,284	39,763	39,443	39,570	39,229	39,154
清川村	3,076	2,858	2,987	2,932	2,886	2,839
計	401,213	402,561	403,923	406,056	406,325	406,495

(2025年4月1日現在)

近隣クラブ例会一覧表

クラブ名	曜日	時間	例会場	事務局 TEL	事務局 FAX
------	----	----	-----	---------	---------

第 1 グループ

横 須 賀	金	12 : 30	横須賀商工会議所 3F	046-827-8777	046-827-8737
横 須 賀 北	火	12 : 30	かながわ信用金庫追浜支店 3F	046-866-1801	046-866-1801
三 浦	木	12 : 30	三浦商工会議所 4F	046-881-5111	046-881-3346
横 須 賀 西	木	12 : 30	かながわ信用金庫栄町支店 2F	080-8833-7474	050-3164-9374
横 須 賀 南 西	月	12 : 30	湘南信用金庫北久里浜支店 2F	046-837-1211	046-837-1211

第 2 グループ

鎌 倉	火	12 : 30	鎌倉プリンスホテルバンケットホール七里ヶ浜	0467-39-5805	0467-39-5988
逗 子	木	12 : 30	カンティーナ	046-873-0226	046-873-0226
鎌 倉 大 船	木	12 : 30	日向ビル 4F 会議室	0467-47-3233	0467-47-3233
葉 山	水	12 : 30	スケープス ザ スイート	046-875-2810	046-875-0399
鎌 倉 中 央	月	12 : 30	銀座アスター鎌倉賓館 2F	メールのみ	

第 3 グループ

藤 沢	水	12 : 30	湘南鎌倉クリスタルホテル	0466-25-4000	0466-26-9292
藤 沢 西	木	12 : 30	プラスガード	0466-36-2301	0466-36-2301
藤 沢 東	火	12 : 30	湘南鎌倉クリスタルホテル	0466-41-9191	0466-41-9192
藤 沢 北 西	木	12 : 30	割烹 かわはら	0466-44-7902	0466-47-6575
藤 沢 南	月	12 : 30	隠れ里 車 屋	0466 -34 -8949	0466 -34 -8949
ふじさわ湘南	月	19 : 00	湘南鎌倉クリスタルホテル	080-7194-7169	0466-47-0334
かながわ湘南	金/土	19 : 30	第一相澤ビル 8F	090-1669-4026	
アーカス湘南	水		WEB 上		
イノベーション ゲートウェイ湘南	土/火		湘南ヘルスイノベーションパーク	070-3979-4994	

近隣クラブ例会一覧表

クラブ名	曜日	時間	例会場	事務局 TEL	事務局 FAX
------	----	----	-----	---------	---------

第 4 グループ

茅ヶ崎	木	12:30	コルティール茅ヶ崎	0467-83-6060	0467-83-9915
寒川	月	18:30	寒川神社参集殿	0467-73-0046	0467-74-0027
綾瀬	火	12:30	綾瀬市商工会館 2F	0467-76-6000	0467-76-6055
茅ヶ崎 湘南	水	12:30	RUAN HALL	0467-57-5770	0467-57-5771
茅ヶ崎 中央	火	18:30	RUAN HALL	0467-58-1905	0467-58-1906
綾瀬 春日	水	12:30	笠間第一ビル 3F	0467-70-6100	0467-70-8311

第 5 グループ

相模原	木	12:30	相模原市立産業会館 4 階	042-753-2020	042-753-2642
相模原グリーン	金	12:30	中国名菜敦煌	042-714-1111	042-714-1111
津久井 中央	木	12:30	津久井商工会館 2F	042-780-0201	042-850-4830
相模原 橋本	木	12:30	HK ラウンジ	042-772-8410	042-772-8415
相模原ニューシティ	木	12:30	相模原法人会館	042-704-9601	042-704-9670
相模原おがさが	木	12:30	旬 薫 三 う ら	090-6522-4259	

第 6 グループ

厚 木	火	12:30	厚木商工会議所 5F 「大会議室」	046-222-5811	046-222-5821
大 和	火	12:30	北京飯店 4F	046-263-7926	046-264-2277
座 間	水	12:30	鈴鹿明神社参集殿	046-256-6080	046-252-7272
大 和 中	木	12:30	きらばし銀行大和支店 4F 会議室	046-262-1717	046-262-1818
厚 木 中	水	12:30	厚木アーバンホテル	046-222-5811	046-222-5821
大 和 田 園	金	12:30	北京飯店 4F	046-215-1855	046-408-1535
海 老 名	月	12:30	レンブラントホテル海老名	046-233-5122	046-233-3322
海 老 名 樺	木	12:30	レンブラントホテル海老名	046-233-5122	046-233-3322
本 厚 木	木	18:30	レンブラントホテル厚木	046-222-5811	046-222-5821

第 7 グループ

秦 野	火	12:30	秦野商工会議所 4F	0463-81-1355	0463-82-0273
伊 勢 原	水	12:30	天 (てん)	0463-92-5777	0463-95-5313
秦 野 中	金	12:30	秦野商工会議所 4F	0463-81-1355	0463-82-0273
伊 勢 原 中央	月	12:30	料亭「こみや」	090-2163-2586	0463-95-5313
秦 野 名 水	木	12:30	タウンニュース社 2F	090-2163-2586	046-222-7125
伊 勢 原 平成	火	12:30	伊勢原大神宮参集所	070-1535-0066	0463-95-5313

クラブ名	曜日	時間	例会場	事務局 TEL	事務局 FAX
------	----	----	-----	---------	---------

第 8 グループ

平 塚	木	12 : 30	(株) グランドホテル神奈中平塚	0463-23-5955	0463-23-5954
大 磯	木	12 : 30	大磯プリンスホテル	090-5777-4819	0463-36-2255
平 塚 北	火	12 : 30	レストラン「大原」	0463-30-6336	0463-30-6616
二 宮	金	12 : 30	(株) カトー二宮営業所	0463-72-2823	0463-72-6059
平 塚 西	水	12 : 30	カルチャー BONDS 平塚 4F	0463-33-1475	0463-33-8676
平 塚 湘 南	金	12 : 30	ホテルサンライフガーデン	0463-51-4870	0463-51-4840

第 9 グループ

小 田 原	月	12 : 30	報徳二宮神社報徳会館	0465-66-2272	0465-66-2273
湯 河 原	金	12 : 30	ニューウエルシティー湯河原	0465-64-1234	0465-63-1716
箱 根	火	12 : 30	宮ノ下富士屋ホテル	0460-82-5533	0460-82-5534
小 田 原 北	水	12 : 30	報徳二宮神社報徳会館	0465-37-1222	0465-37-7377
小 田 原 城 北	火	12 : 30	小田原卸商業団地組合内	0465-37-1222	0465-37-7377
小 田 原 中	木	12 : 30	報徳二宮神社報徳会館	0465-66-2272	0465-66-2273
足 柄	金	12 : 30	おんり〜ゆ〜	0465-44-4240	0465-44-4241

第 10 グループ

相 模 原 南	火	12 : 30	レンブラントホテル東京町田	042-746-4108	042-746-5106
相 模 原 中	火	12 : 30	中国名菜 敦 煌	042-758-5750	042-758-1605
相 模 原 西	水	12 : 30	チャイニーズガーデンレストラン新福記	042-748-7624	042-705-6624
相 模 原 東	月	12 : 30	相模原市民会館 4F 「けやきの間」	042-730-5288	042-730-5587
相 模 原 柴 胡	月	12 : 30	相模原市民会館 4 階	042-758-5750	042-758-1605
相模原かめりあ	水	12 : 30	ZOOM or ラメゾン	042-705-6969	042-705-6996

ローターアクトクラブほか

横須賀 RAC	水		横須賀産業交流プラザ		
鎌倉 RAC			鎌倉市大船 3-1-5		
かながわ DEI	金		湯河原第一相澤ビル	0465-62-2243	0465-46-7828
藤沢南ディスカバー ロータリー衛星	月		湘南 MK ホール	090-3505-3530	0466-24-7499
相模原 RAC			プロミティふちのべ		
相模原西令和大野ロータリー衛星	木		Cave de Azumaya		
厚木中 RAC			アミューあつぎ		
小田原城北 RAC			小田原市民交流センター UMECO		

クラブ概況

1. 創立及び沿革

創 立 … 1998 年 4 月 24 日
R I 認 証 … 1998 年 4 月 30 日
創 立 メ ン バ ー … 31 名
認 証 状 伝 達 式 … 1998 年 11 月 1 日
スポンサークラブ … 厚木中ロータリークラブ
特 別 代 表 … 石川 範義
創立時ガバナー … 小山 計玄
第 一 回 例 会 … 1998 年 5 月 1 日
同 例 会 場 … 厚木アーバンホテル 2 階

2. 友好クラブ

山口県央ロータリークラブ (2023-2024 年度 友好クラブ締結)

3. 会員構成 (2025 年 7 月 1 日現在)

会員 数 正会員 37 名 (厚木:33 名 海老名:1 名 清川:1 名 座間:1 名 東京都:1 名)
平均年齢 … 62.30 才
職 業 分 類 一 覧 表…26 ページ参照 会員名簿…88 ページ参照

4. 役員・理事・委員会の構成 28 ページ参照

5. 地区役員・委員委嘱

ガ バ ナ ー 松下 孝
ガバナー補佐 松本 豊

6. 会計

会 費 ・年会費 280,000 円
(会費納入 7 月:140,000 円 1 月:140,000 円)
・入会金 50,000 円 ・ビジター会費 3,000 円

クラブ概況

経年	会 長	幹 事	ガバナー	分区代理/ガバナー補佐	公式訪問日
創立	大矢鳳城	北村正敏	小山計玄	山下恵代	
1 年	大矢鳳城	北村正敏	後藤忠雄	道岸唯一	H10年11月13日
2 年	吉村保典	岡見 健	中山達二郎	加藤一郎	H11年10月1日
3 年	内田徳孝	春日清則	小沢一彦	笠松歳雄	H12年8月4日
4 年	和田ヒロ子	菅沼浩一	竹内万也	辻 國明	H13年9月14日
5 年	阿部 洋	山本善一	鹿島直麿	山本淳一	H14年7月26日
6 年	遠藤正一	斎藤悦史	中西 功	奥唄宏一	H15年10月3日
7 年	村松訓子	土屋義行	松宮 剛	山際正道	H16年9月24日
8 年	大矢辰典	田口幸一	仲田昌弘	塩塚幸彦	H17年11月4日
9 年	石射忠夫	野上 元	西田 隆	後藤定毅	H18年 8月4日
10 年	北村正敏	菅沼浩一	小佐野圭三	吉岡 敏	H19年8月10日
11 年	森 正章	井 寛明	山路裕昭	金 知出	H20年11月28日
12 年	土屋義行	石井麗子	奥津光弘	高橋 晃	H21年9月25日
13 年	足立 進	佐野達義	後藤定毅	佐々木辰郎	H22年10月22日
14 年	山田幹男	高澤孝一	森 洋	菊池孝夫	H23年9月16日
15 年	石井 卓	八木 靖	菅原光志	寿永純昭	H24年9月16日
16 年	村松マユミ	北村正敏	相澤光春	佐々木和夫	H25年9月27日
17 年	岡見 健	新川 勉	渡辺治夫	磯部芳彦	H26年 9月5日
18 年	春日清則	佐藤拓也	田中賢三	志村 昌	H27年 9月4日
19 年	神崎 進	高畑幸夫	佐野英之	石井 卓	H28年10月7日
20 年	葛籠貫京子	土屋義行	大谷新一郎	加藤伸一	H29年9月29日
21 年	立脇孝二	霜島秀和	脇 洋一郎	中野正義	H30年9月28日
22 年	井 寛明	川名貴之	杉岡芳樹	保田嘉雄	R1年9月6日
23 年	高畑幸夫	能勢健一	久保田英男	辻 彰彦	R2年10月9日
24 年	和田貴樹	松本 豊	田島 透	常磐重雄	R3年8月27日
25 年	新川 勉	佐藤新也	佐藤祐一郎	富岡弘文	R4年7月22日
26 年	松本 豊	森 志朗	田島敏久	小松正道	R5年8月4日
27 年	関原敏文	難波真奈美	佐々木辰郎	鈴木義隆	R6年8月30日
28 年	山口昌興	佐藤新也	松下 孝	松本 豊	R7年1月30日

年度別役員理事委員長名簿 (創立～9年度)

		創立～1999	1999～2000	2000～2001
役 員	会長	大矢鳳城	吉村保典	内田徳孝
	副会長	和田ヒロ子	村松訓子	遠藤正一
	会長エレクト	吉村保典	内田徳孝	和田ヒロ子
	幹事	北村正敏	岡見 健	春日清則
	会計	春日清則	石井 卓	井上房枝
	SAA	大川 隆	野上 元	森 正章
細則規定理事	直前会長		大矢鳳城	吉村保典
当選理事	親睦スマイル担当			
	親睦担当	阿部 洋	馬場義教	横山 毅
	職業奉仕担当	土屋義行	阿部 洋	石射忠夫
	社会奉仕担当	田村勝一	遠藤正一	山田幹男
	新世代奉仕担当			花上 滋
	青少年担当	菅沼浩一	斎藤悦史	
クラブ奉仕部門	国際奉仕担当	石井 卓	加藤進一郎	田口幸一
	クラブ奉仕委員長			
	規定委員長			
	ロータリー情報委員長	安村朝淑	大矢鳳城	吉村保典
	親睦・スマイル委員長			
	会員増強委員長	石射忠夫	山本善一	野上 元
	プログラム・出席委員長			
	出席・スマイル委員長			
	親睦委員長	阿部 洋	石射忠夫	横山 毅
	プログラム委員長	岡見 健	北村正敏	岡見 健
	プログラム・会員増強委員長			
	スマイル委員長		大橋行昌	北村正敏
	出席委員長	村松訓子	菅沼浩一	石井 卓
	職業分類委員長	山本善一	大川 隆	大矢辰典
	会員選考委員長	内田徳孝	安村朝淑	山縣泰造
	インターネット委員長			阿部 洋
	広報・会報委員長			菅沼浩一
	雑誌・年史編纂委員長			井上法永
	クラブ会報委員長		田村勝一	
	年史編纂委員長		村松訓子	
	広報委員長	遠藤正一	田口幸一	
	雑誌委員長	山田幹男	村松マユミ	
	会報・年史編纂委員長	堀江スミ子		
職業奉仕部門	職業奉仕委員長	土屋義行	阿部 洋	石射忠夫
社会奉仕部門	社会奉仕委員長	田村勝一	遠藤正一	山田幹男
	環境保全委員長		山田幹男	
新世代奉仕部門	新世代委員長			花上 滋
	青少年委員長	菅沼浩一	斎藤悦史	
国際奉仕部門	国際奉仕委員長	石井 卓	加藤進一郎	田口幸一
	ロータリー財団委員長	山縣泰造	和田ヒロ子	村松訓子
	米山奨学金委員長	田口幸一	土屋義行	大川 隆
	世界社会奉仕委員長		難波勝文	
特別任務	副幹事	岡見 健	春日清則	菅沼浩一
	副会計	望木光広	足立 進	加藤進一郎
	副 SAA	田口幸一	井上房枝	土屋義行 村松マユミ
	チャーターナイト実行委員長	吉村保典		
	5周年記念事業実行委員長			
	ローターアクト調査研究会リーダー			
	10周年準備特別委員長			

2001～2002	2002～2003	2003～2004	2004～2005	2005～2006	2006～2007
和田ヒロ子	阿部 洋	遠藤正一	村松訓子	大矢辰典	石射忠夫
岡見 健	北村正敏	大矢辰典	石射忠夫	石井 卓	井上法永
阿部 洋	遠藤正一	村松訓子	大矢辰典	石射忠夫	北村正敏
菅沼浩一	山本善一	斎藤悦史	土屋義行	田口幸一	野上 元
馬場義教	森 正章	新川 勉	新川 勉	安藤裕里	新川 勉
足立 進	大矢鳳城	吉村保典	内田徳孝	遠藤正一	阿部 洋
内田徳孝	和田ヒロ子	阿部 洋	遠藤正一	村松訓子	大矢辰典
				北村正敏	土屋義行
北村正敏	加藤進一郎	足立 進	菅沼浩一		
村松マユミ	村松訓子	森 正章	霜島 篤	菅沼浩一	村松マユミ
土屋義行	大川 隆	大川 隆	井上法永	吉村保典	山本善一
田村勝一	野上 元	浜田勝昭	野上 元	山田幹男	花上 滋
大矢辰典	井上法永	春日清則	岡見 健	浜田勝昭	森 正章
	北村正敏	大矢辰典	石射忠夫	石井 卓	井上法永
					阿部 洋
内田徳孝	吉村保典	内田徳孝	和田ヒロ子	阿部 洋	遠藤正一
				北村正敏	土屋義行
吉村保典			安藤裕里	山本善一	吉村保典
				土屋義行	田口幸一
			春日清則		
北村正敏	加藤進一郎	足立 進	菅沼浩一		
春日清則			斎藤悦史		
	菅沼浩一	山本善一			
遠藤正一					
大川 隆					
石射忠夫					
田口幸一					
大橋行昌					
山本善一					
井上法永					
村松マユミ	村松訓子	森 正章	霜島 篤	菅沼浩一	村松マユミ
土屋義行	大川 隆	大川 隆	井上法永	吉村保典	山本善一
田村勝一	野上 元	浜田勝昭	野上 元	山田幹男	花上 滋
大矢辰典	井上法永	春日清則	岡見 健	浜田勝昭	森 正章
石井 卓					
加藤進一郎					
山本善一	加藤進一郎 霜島秀和	土屋義行	田口幸一	野上 元	菅沼浩一
山縣泰造	春日清則	村松マユミ	花上 滋	新川 勉	斎藤悦史
斎藤悦史	石井 卓	菅沼浩一	北村正敏	足立 進	岡見 健
春日清則		橘川宏明	森 正章	浜田勝昭	石井 卓
村松訓子			村松マユミ		
		遠藤正一			
				野上 元 dd	
					吉村保典

年度別役員理事委員長名簿（創立 10 年度～ 19 年度）

		2007 ～ 2008	2008 ～ 2009	2009 ～ 2010
役 員	会長	北村正敏	森 正章	土屋義行
	副会長	神崎英男	松井郁夫	阿部 洋
	会長エレクト	森 正章	土屋義行	足立 進
	幹事	菅沼浩一	井 寛明	石井麗子
	会計	春日清則	安藤裕里	岩堀美子
	SAA	和田ヒロ子	大矢辰典	石射忠夫
	直前会長	石射忠夫	北村正敏	森 正章
当選理事	会員組織委員会担当	神崎英男	石黒亮爾	守屋孝則
	公共イメージ (クラブ広報) 委員会担当	土屋義行	岩堀美子	大矢鳳城
	クラブ管理運営委員会担当	阿部 洋	岡見 健	新川 勉
	奉仕プロジェクト委員会担当	田口幸一	野上 元	田口幸一
	職業奉仕委員会担当	内田徳孝	吉村保典	白井欽一
会員組織委員会	委員長	斎藤悦史	石黒亮爾	守屋孝則
	副委員長	山田幹男	武藤元秀	武藤元秀
公共イメージ (クラブ広報) 委員会	委員長	土屋義行	岩堀美子	大矢鳳城
	副委員長	石井 卓	田口幸一	青梅 厚
クラブ管理運営委員会	委員長	阿部 洋	岡見 健	新川 勉
	副委員長	立脇孝二	高澤孝一	井寛明・上野容子
奉仕プロジェクト委員会	委員長	田口幸一	野上 元	田口幸一
	副委員長	岩堀美子	花上 滋	八木 靖
職業奉仕委員会	委員長	内田徳孝	吉村保典	白井欽一
	副委員長	春日清則	北村正敏	立脇孝二
特別任務	第一副幹事	井 寛明	石井麗子	佐野達義
	第二副幹事	大矢辰典	田口幸一	
	副会計	橘川宏明	新川 勉	新川 勉
	スマイル会計	立脇孝二	山田幹男	
	副 SAA	村松マユミ 岩堀美子	遠藤正一 菅沼浩一 土屋義行	高澤孝一 上野容子
	周年特別委員長	石黒亮爾 (10 周年)		
	IM 実行委員長			阿部 洋
	特別委員長			
	長期ビジョン検討委員会			

2010～2011	2011～12	2012～13	2013～14	2014～15	2015～16	2016～17
足立 進	山田幹男	石井 卓	村松マユミ	岡見 健	春日清則	神崎 進
岡見 健	森 正章	田口幸一	守屋孝則	吉川 昭	井 寛明	土屋義行
山田幹男	石井 卓	村松マユミ	岡見 健	春日清則	神崎 進	葛籠貫京子
佐野達義	高澤孝一	八木 靖	北村正敏	新川 勉	佐藤拓也	高畑幸夫
新川 勉	新川 勉	石井麗子	石井麗子	石井麗子	新川 勉	新川 勉
田村勝一	葛籠貫京子	北村正敏	関原敏文	神崎 進	土屋義行	村松マユミ
土屋義行	足立 進	山田幹男	石井 卓	村松マユミ	岡見 健	春日清則
遠藤正一	関原敏文	柿岡守一	井上良一	佐藤拓也	関原敏文	松本 豊
八木 靖	上野容子	武藤元秀	佐野達義	佐野達義	石井麗子	田羅間寿美子
吉村保典	井 寛明	立脇孝二	八木 靖	高澤孝一	高畑幸夫	白井欽一
花上 滋	高畑幸夫	神崎 進	野中一秀	花上 滋	山口昌興	関原敏文
葛籠貫京子	春日清則	岩堀美子	高畑幸夫	柿岡守一	葛籠貫京子	佐藤拓也
遠藤正一	関原敏文	柿岡守一	井上良一	佐藤拓也	関原敏文	松本 豊
柿岡守一	岩堀美子	関原敏文	田口幸一	野中一秀	守屋孝則	柿岡守一
八木 靖	上野容子	武藤元秀	佐野達義	佐野達義	石井麗子	田羅間寿美子
高澤孝一	土屋義行	守屋孝則	足立 進	和田貴樹	武藤元秀	難波真奈美
吉村保典	井 寛明	立脇孝二	八木 靖	高澤孝一	高畑幸夫	白井欽一
阿部 洋・高畑幸夫	松井郁夫	白井欽一	立脇孝二	井 寛明	八木 靖	井 寛明
花上 滋	高畑幸夫	神崎 進	野中一秀	花上 滋	山口昌興	関原敏文
箕浦宏彦	井上良一	高畑幸夫	花上 滋	高畑幸夫	花上 滋	和田貴樹
葛籠貫京子	春日清則	岩堀美子	高畑幸夫	柿岡守一	葛籠貫京子	佐藤拓也
森 正章	田口幸一	井上良一	岸野義人	葛籠貫京子	三竹厚行	井上良一
高澤孝一	八木 靖	北村正敏	新川 勉	佐藤拓也	神崎 進	山口昌興
			佐藤拓也			
					石井麗子	佐野達義
石黒亮爾 土屋義行	和田ヒロ子 村松マユミ 岩堀美子	石黒亮爾	吉川 昭	石黒亮爾	柿岡守一	立脇孝二
		田口幸一 (15)				
			神崎 進 (特別)	川名宣之 (活性化)		
			川井 茂	川井 茂		
クラブ活性化戦略室			委員長		北村正敏	岡見 健
			副委員長			北村正敏

年度別役員理事委員長名簿 (創立 20 年度～ 25 年度)

		2017 ～ 18	2018 ～ 19	2019 ～ 20	2020 ～ 21
役 員	会長	葛籠貫京子	立脇孝二	井 寛明	高畑幸夫
	副会長	岡見 健	北村正敏	森 正章	神崎 進
	会長エレクト	立脇孝二	井 寛明	高畑幸夫	和田貴樹
	幹事	土屋義行	霜島秀和	川名貴之	能勢健一
	会計	新川 勉	新川 勉	新川 勉	新川 勉
	SAA	佐藤拓也	松本 豊	難波真奈美	佐藤新也
	直前会長	神崎 進	葛籠貫京子	立脇孝二	井 寛明
当選理事	会員組織委員会担当	北村正敏	佐藤新也	伊藤 一	森 志朗
	公共イメージ委員会担当	松本 豊	関原敏文	能勢健一	佐藤拓也
	クラブ管理運営委員会担当	白井欽一	和田貴樹	佐藤拓也	難波真奈美
	奉仕プロジェクト委員会担当	井 寛明	高澤孝一	和田貴樹	松本 豊
	職業奉仕委員会担当	山口昌興	高畑幸夫	三竹厚行	白井欽一
会員組織委員会	委員長	北村正敏	佐藤新也	伊藤 一	森 志朗
	副委員長	守屋孝則	守屋孝則	平良修一	伊藤 一
公共イメージ(クラブ広報)委員会	委員長	松本 豊	関原敏文	能勢健一	佐藤拓也
	副委員長	田羅間寿美子	伊藤 一	田口幸一	川名貴之
クラブ管理運営委員会	委員長	白井欽一	和田貴樹	佐藤拓也	難波真奈美
	副委員長	岸野義人	川名貴之	荻野洋一	荻野洋一
奉仕プロジェクト委員会	委員長	井 寛明	高澤孝一	和田貴樹	松本 豊
	副委員長	高澤孝一	足立 進	関原敏文	松澤修身
職業奉仕委員会	委員長	山口昌興	高畑幸夫	三竹厚行	白井欽一
	副委員長	関原敏文	春日清則	春日清則	春日清則
特別任務	第一副幹事	霜島秀和	川名貴之	能勢健一	松本 豊
	第二副幹事			森 志朗	新川 勉
	副会計				
	副 SAA	井上良一	田羅間寿美子	立脇孝二 井上良一	森 正章 井上良一
	周年特別委員長	岡見 健 (20)			
	IM 実行委員長		北村正敏		
	特別委員長				
	長期ビジョン検討委員会				
	地区研修ラーニング協議会実行委員長				
クラブ活性化戦略室	委員長	立脇孝二	神崎 進		
	副委員長	岡見 健	春日清則		

2021～22	2022～23	2023～24	2024～25	2025～26
和田貴樹	新川 勉	松本 豊	関原敏文	山口昌興
北村正敏	立脇孝二	和田貴樹	田口幸一	土屋義行
新川 勉	松本 豊	関原敏文	山口昌興	能勢健一
松本 豊	佐藤新也	森 志朗	難波真奈美	佐藤新也
森 志朗	関原敏文	北村正敏	高畑幸夫	松本 豊
井 寛明	高畑幸夫	松澤修身	北村正敏	新川 勉
高畑幸夫	和田貴樹	新川 勉	松本 豊	関原敏文
守屋孝則	伊藤 一	遠藤典孝	森 志朗	宮田 潤
伊藤 一	松澤修身	今井美咲	東 三枝子	今井美咲
荻野洋一	能勢健一	荻野洋一	能勢健一	森 志朗
山口昌興	森 志朗	井 寛明	白井欽一	井 寛明
春日清則	土屋義行	岸野義人	岸野義人	川名貴之
守屋孝則	伊藤 一	遠藤典孝	森 志朗	宮田 潤
森 志朗	山口昌興	佐藤新也	遠藤典孝	荻野洋一
伊藤 一	松澤修身	今井美咲	東三枝子	今井美咲
佐藤新也	春日清則	伊藤 一	松澤修身	遠藤典孝
荻野洋一	能勢健一	荻野洋一	能勢健一	森 志朗
能勢健一	遠藤典孝	能勢健一	荻野洋一	田口幸一
山口昌興	森 志朗	井 寛明	白井欽一	井 寛明
川名貴之	川名貴之	高畑幸夫	井 寛明	白井欽一
春日清則	土屋義行	岸野義人	岸野義人	川名貴之
立脇孝二	佐藤拓也	播磨誠司	新川 勉	和田貴樹
佐藤新也	森 志朗	難波真奈美	佐藤新也	遠藤典孝
	岸野義人			
		新川 勉	新川 勉 井 寛明	新川 勉
松澤修身 森 正章	井 寛明 関原敏文	能勢健一 佐藤新也 伊藤 一	遠藤典孝 川名貴之 荻野洋一	北村正敏
			松本 豊	



年度別 2780 地区役員・委員 名簿

2001～02	2002～03	2003～04	2004～05	2005～06	2006～07
地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー
竹内万也	鹿島直麿	中西 功	松宮 剛	仲田昌弘	西田 隆
阿部 洋	和田ヒロ子	阿部 洋	大矢鳳城	村松訓子	阿部 洋
IT 委員	インターアクト委員	IT 委員	世界社会奉仕 (WCS) 委員長	米山奨学金増進委員	IT 委員
			阿部 洋		村松マユミ
			米山学友委員		財団奨学金・財団学友委員
			遠藤正一		大矢辰典
			広報委員		ライラ委員
2007～08	2008～09	2009～10	2010～11	2011～12	2012～13
地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー
小佐野圭三	山地裕昭	奥津光弘	後藤定毅	森 洋	菅原光志
大矢鳳城	石射忠夫	森 正章	大矢鳳城	足立 進	山田幹男
雑誌委員	財団増進委員	職業奉仕委員	地区副幹事	社会奉仕委員	財団奨学金・財団学友委員
石射忠夫			石井 卓		関原敏文
財団増進委員			雑誌委員		会員増強維持委員
			春日清則		
			財団増進委員		
			土屋義行		
			青少年交換委員		
2013～14	2014～15	2015～16	2016～17	2017～18	2018～19
地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー
相澤光春	渡辺治夫	田中賢三	佐野英之	大谷新一郎	脇 洋一郎
山田幹男	村松マユミ	岡見 健	石井 卓	神崎 進	神崎 進
財団奨学金・財団学友委員	財団奨学金・財団学友委員	財団増進委員	アシスタントガバナー	補助金関連委員	補助金関連委員
		佐野達義	岡見 健	村松マユミ	石井 卓
		青少年交換委員	財団増進委員	会員増強維持委員	社会奉仕委員
			石井 卓	石井 卓	難波真奈美
			国際奉仕・大会委員	国際奉仕・大会委員	公共イメージ委員
			春日清則	春日清則	
			公共イメージ委員	公共イメージ委員	

2019～20	2020～21	2021～22	2022～23	2023～24	2024～25
地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー	地区ガバナー
杉岡芳樹	久保田英男	田島 透	佐藤祐一郎	田島 敏久	佐々木辰郎
石井 卓	石井 卓	石井 卓	石井 卓	能勢健一	春日清則
社会奉仕委員長	地区奉仕委員長	地区研修委員	地区研修委員	地区クラブ管理運営副委員長	地区副幹事
立脇孝二	難波真奈美	高畑幸夫	能勢健一	石井 卓	能勢健一
国際奉仕委員	公共イメージ副委員長	地区ホームページ委員	地区クラブ管理運営委員	地区研修委員	地区クラブ管理運営副委員長
難波真奈美		難波真奈美	難波真奈美		
公共イメージ委員		地区クラブ管理運営副委員長	公共イメージ委員		
		能勢健一	和田貴樹		
		デジタル化推進委員	社会・国際奉仕委員		
		新川 勉			
		ポリオプラス委員			

2025～26

地区ガバナー					
松下 孝					
松本 豊					
アシスタントガバナー					
荻野洋一					
青少年交換委員					
能勢健一					
財団補助金・V T T委員					

ロータリー世界平和フェローのカウンセラー 交換学生ホストファミリー 米山奨学生カウンセラー

1999.4～00.3	2002.4～03.3	2003.1～04.1	2005.4～06.3	2007.4～08.3
カウンセラー	カウンセラー	ホストファミリー	カウンセラー	カウンセラー
和田ヒロ子	井上法永	土屋義行家 大矢辰典家 和田ヒロ子家 米山美代子家	村松トキ子	村松マユミ
米山奨学生	米山奨学生	青少年交換プログラム (交換学生)	米山奨学生	米山奨学生
ソコロワ・アリーナ (ロシア)	劉 志華 (中国)	ナターシャ・サントス (ブラジル)	左 芝慧 (中国)	呉 紅 (中国)

2007.9～	2009.4～10.3	2012.4～13.3	2012.8～13.8	2015.7～16.6
カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー	ホストファミリー	カウンセラー
土屋義行	上野容子	八木 靖	川名宣之家 石井卓家 山田幹男家 花上滋家	土屋義行
ロータリー世界平和 フェロー (英国留学)	米山奨学生	米山奨学生	青少年交換プログラム (交換学生)	米山奨学生
渡部はなこ <ブラッドフォード大学>	金 山月 (中国)	エマニエル (コートジボワール)	ロムロ・フェルナンデス (ブラジル)	金 南紀 (韓国)

2017.4～18.3	2019.5～21.3	2021.4～22.3	2023.4～24.3	2024.8～25.8
カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー
関原敏文	葛籠貫京子	井 寛明	新川 勉	荻野洋一 ホストファミリー 関原敏文家 関原幹男家 米山モエミ家
米山奨学生	米山奨学生	米山奨学生	米山奨学生	青少年交換プログラム (交換学生)
マハルジャン・サビン (ネパール)	劉 夢亭 (中国)	シュレスト・アユム (ネパール)	陳 致奎 (韓国)	ユン・イースウー (台湾)

2025.4～26.3	カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー
カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー	カウンセラー
白井欽一				
米山奨学生				
朱 嘉和 (中国)				



1. ロータリー財団寄付の認証

ポール・ハリス・フェロー ※ 年次プログラム基金への寄付 (年次寄付)

現会員	足立 進	井 寛明	荻野洋一	佐藤新也	立脇孝二	能勢健一	花上 滋	松澤修身
退会会員	石射忠夫	伊藤 一	井上良一	石井麗子	井上法永	柿岡守一	神崎英男	斎藤悦史
現会員	三竹厚行	森 志朗	山口昌興					
退会会員	村松訓子							

※ 五十音順

マルチプル・ポール・ハリス・フェロー

※ ロータリー財団年次寄付累計額が米貨 2,000-9,999 ドルとなった人

※ 1,000 ドル毎に PHF+1 から PHF+8 とする

現会員	松本 豊	春日清則	北村正敏	土屋義行	岩堀美子	岡見 健	田口幸一	武藤元秀
	PHF+4	PHF+3	PHF+3	PHF+3	PHF+2	PHF+2	PHF+2	PHF+2
退会会員	村松マユミ	森 正章	大矢辰典	葛籠貫京子	吉村保典	阿部 洋	内田徳孝	遠藤正一
	PHF+3	PHF+3	PHF+2	PHF+2	PHF+2	PHF+1	PHF+1	PHF+1
現会員	白井欽一	神崎 進	佐藤拓也	新川 勉	関原敏文	高畑幸夫	難波真奈美	守屋孝則
	PHF+1	PHF+1	PHF+1	PHF+1	PHF+1	PHF+1	PHF+1	PHF+1
退会会員	箕浦宏彦	和田ヒロ子						
	PHF+1	PHF+1						
現会員	山田幹男	和田貴樹						
	PHF+1	PHF+1						
退会会員								

(2023 年 4 月 : 5 万円)

ベネファクター ※ ロータリー財団恒久基金へ米貨 1,000 ドル以上を無条件で寄付した人

現会員	石井 卓	岡見 健	神崎 進	土屋義行	松本 豊	山田幹男
	3 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
退会会員	吉村保典					
	1 回					

※ 回数順・同回数五十音順

※ PHF 順・同 PHF 五十音順

メジャードナー ※ ロータリー年次寄付累計額が米貨 10,000 ドルとなった人

石井 卓 (レベル 1)

2. ロータリー米山記念奨学会特別寄付金の表彰

米山功労者

※ 個人の特別寄付金累計額が10万円以上に達した人

- ・10万円毎に第1回から第9回とし、第2回以上は米山功労者マルチプル100万円(第10回)以上に達した人は米山功労者メジャードナーと呼ばれる

1回		2回		3回		4回	
現会員	退会会員	現会員	退会会員	現会員	退会会員	現会員	退会会員
荻野洋一 佐藤新也 関野耕正 能勢健一 花上 滋 松澤修身 森 志朗	石井麗子 伊藤 一 井上良一 井上法永 大川 隆 大矢辰典 加藤進一郎 柿岡守一 斎藤悦史 菅沼浩一 田羅間寿美子 野上 元 箕浦宏彦 村松訓子	足立 進 井 寛明 白井欽一 佐藤拓也 難波真奈美 守屋孝則 武藤元秀 山口昌興 和田貴樹	阿部 洋 石射忠夫 神崎英男 葛籠貫京子	岩堀美子 岡見 健 神崎 進 新川 勉 関原敏文 高畑幸夫 山田幹男	遠藤正一 内田徳孝	春日清則 北村正敏 土屋義行	森 正章 村松マユミ
5回		7回		8回		9回	
現会員	退会会員	現会員	退会会員	現会員	退会会員	現会員	退会会員
松本 豊	和田ヒロ子			田口幸一			吉村保典
10回		11回		12回		13回	
現会員	退会会員	現会員	退会会員	現会員	退会会員	現会員	退会会員
石井 卓							

※ 五十音順

米山特別功労法人

※ 法人名義の特別寄付金累計額が
100万円以上となった法人
(100万円毎に回数とする)

(株)武相開発 (2回)

クラブ創立記念寄付

(1998年11月：10万円)

創立10周年記念寄付

(2008年4月：10万円)

米山奨学寄付金2千万円達成クラブ表彰

(2021年6月)

創立20周年記念寄付

(2018年4月：10万円)

創立25周年記念寄付

職業分類一覧表

分類数 54 充 填 68%
未充填 32%

職 業 分 類	会 員 名	事 業 所 名
---------	-------	---------

商業関係

洋 紙 卸 売 業		
果 物 販 売 業		
O A 機 器 販 売 業		
ガ ス 販 売 業	佐 藤 拓 也	(有) タイガープロパン
自 動 車 販 売 業	東 三 枝 子	(株) ホンダカーズ厚木
畜 産 業	白 井 欽 一	(有) 白井農産
肉 小 売 業	田 口 幸 一	(株) 肉の田口
衣 料 品 製 造 販 売 業		
畜 産 農 場	山 口 昌 興	(有) 清川恵水ポーク

工業関係

自 動 車 販 売 整 備 業	立 脇 孝 二	(株) 立脇自動車
看 板 業	岸 野 義 人	(株) ジャパンアート
機 械 設 備 業		
石 材 業		
精密機械部品製造業		
精 密 機 械 製 造 業		

医療・サービス業関係

医 療 福 祉 サ ー ビ ス 業		
印 刷 業	井 寛 明	(株) アイワ
総 合 病 院		
写 真 映 像 業	北 村 正 敏	(株) スタジオ 246
フ ード サ ー ビ ス 業	荻 野 洋 一	(株) アツギフードサービス
建築コンサルタント業		
警 備 業	佐 藤 新 也	共和サービス警備保障 (株)
倉 庫 業	遠 藤 典 孝	(株) サンリー
倉 庫 運 送 業	川 名 貴 之	(株) 芙蓉
総合花サービス業		
運 転 代 行 業	宮 田 潤	アイリス代行

職業分類一覧表

職 業 分 類	会 員 名	事 業 所 名
---------	-------	---------

金融・保険関係

損 害 保 険 代 理 業	春 日 清 則	(株) カスガ
保 険 代 理 業	足 立 進	(有) 足立保険サービス

建設・開発関係

リ フ ォ ー ム 業	関 原 敏 文	(株) セキトウェブ
建 設 業	今 井 美 咲	(株) イマイ仮設
一 般 建 築 業	神 崎 進	(有) 神崎工務店
管 工 事 業	松 澤 修 身	(株) 新日本工業
不 動 産 管 理 業	武 藤 元 秀	(有) 武藤商事
ビ ル 経 営 業	石 井 卓	(株) アイエスト
ビルメンテナン ス 業	岡 見 健	(株) プロミティ
ビルメンテナン ス 業	守 屋 孝 則	(株) モリサービス
不 動 産 取 引 業	山 田 幹 男	(有) 厚英開発
総 合 土 木 業	関 野 耕 正	(株) 関野工務店
造 園 土 木 業	難 波 真 奈 美	難 波 造 園 (株)
内 装 業	森 志 朗	(株) 松 陰
総 合 建 築 業	松 本 豊	サンハウス (株)
不 動 産 業 (建設・開発)	能 勢 健 一	(株) プラスホーム
不 動 産 管 理 業	土 屋 義 行	(株) クリスタルソフ
一 般 土 木 業	佐 藤 進 一 郎	佐藤建設 (株)

専門職・教育関係

司 法 書 士	花 上 滋	司法書士 花上滋事務所
保 育 園	岩 堀 美 子	特定非営利活動法人 Ty
行 政 書 士		
税 理 士	新 川 勉	新川勉税理士事務所
土 地 家 屋 調 査 士		
弁 理 士		
弁 護 士	三 竹 厚 行	三竹法律事務所
幼 稚 園	和 田 貴 樹	(学) 厚木和田学園
医 者		

会務分担表

役 員

会 長		山 口 昌 興
直 前 会 長		関 原 敏 文
会長エレクト		能 勢 健 一
副 会 長		土 屋 義 行
幹 事		佐 藤 新 也
会 計		松 本 豊
S A A		新 川 勉

理 事

山 口 昌 興 (会長)
 関 原 敏 文 (直前会長)
 能 勢 健 一 (会長エレクト)
 土 屋 義 行 (副会長)
 佐 藤 新 也 (幹事)
 松 本 豊 (会計)
 宮 田 潤
 森 志 朗
 川 名 貴 之
 井 寛 明
 今 井 美 咲

※ 理事会は上記理事 11 名及び議事録作成人（副幹事）の 12 名で構成する。
 また、SAA は随時召集できるものとする。

副 幹 事		遠 藤 典 孝
副 S A A		北 村 正 敏
副 会 計		新 川 勉

会務分担表

＜会員組織委員会＞

この委員会は、会員へのロータリー情報の提供、会員間の親睦に関する活動に責任を持ち、会員の増強と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施する。

担当理事 宮田 潤
委員長 宮田 潤
副委員長 荻野 洋一

守屋 孝則
三竹 厚行
神崎 進
難波 真奈美
関原 敏文
佐藤 進一郎

＜クラブ管理運営委員会＞

この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施する。

担当理事 森 志朗
委員長 森 志朗
副委員長 田口 幸一

能勢 健一
石井 卓
武藤 元秀
岩堀 美子
土屋 義行

＜職業奉仕委員会＞

この委員会は、ロータリーの職業奉仕理念に基づく職業倫理に関する活動に責任を持つ。また、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団、ロータリー米山記念奨学会を支援する計画を立て、実施する。

担当理事 川名 貴之
委員長 川名 貴之
副委員長 和田 貴樹

岡見 健
松澤 修身
春日 清則
立脇 孝二

＜奉仕プロジェクト委員会＞

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業的プロジェクトを企画し、実施する。

担当理事 井 寛明
委員長 井 寛明
副委員長 臼井 欽一

岸野 義人
関野 耕正
足立 進
松本 豊
花上 滋

＜公共イメージ委員会＞

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を推進する計画を立て、実施する。

担当理事 今井 美咲
委員長 今井 美咲
副委員長 遠藤 典孝

佐藤 拓也
東三 枝子
北村 正敏
山田 幹男

会 長 方 針

会 長 山 口 昌 興

『 心に響く親睦 心に響く奉仕 』



基本方針

1. 心に響く親睦の実現

例会や行事を通じて、より深い交流を促進し、会員同士の絆を強める。
家族や他クラブとの交流を積極的に行い、温かいコミュニティを築く。
新しい会員がすぐに溶け込めるようサポート体制を強化する。

2. 心に響く奉仕の推進

地域社会に寄り添い、実際に人々の心に届く奉仕活動を展開する。
若い世代や地域の課題に目を向け、未来に繋がるプロジェクトを立ち上げる。
国際奉仕活動にも力を入れ、世界中にロータリーの精神を広げる。

3. ロータリーの理念の継承と発展

超我の奉仕の精神を大切にし、クラブの歴史と伝統を次世代に継承する。
デジタル化や新しい取り組みを取り入れ、より活気あるクラブ運営を目指す。

具体的な施策

1. 親睦旅行や家族例会の充実
2. 地域の課題に応じた奉仕プロジェクトの実施
3. SNS や広報活動を活用し、ロータリーの活動を広く発信
4. 方針方次世代リーダーの育成

幹 事 計 画

幹 事 佐 藤 新 也
副幹事 遠 藤 典 孝



<方針>

心に響く親睦　心に響く奉仕が円滑に出来る様、スムーズなクラブ運営をサポートする。
そして会員増強、奉仕活動、リーダー育成など様々な面で会員を導く。

<活動内容>

1. 会長方針に基づき、各委員会活動が活発且つ充実する様、旗振り役を担う。
2. 未来につながるプロジェクトの立ち上げや国際奉仕活動に対し各委員会との情報共有を素早く、円滑に行う。
3. 会員同士がより深く交流でき、活気あるクラブ運営が出来るようサポートする。

会 場 監 督

(S e r g e a n t - A t - A r m s)

S A A 新 川 勉
副 SAA 北 村 正 敏

方針

山口会長の方針の下、より深い交流を促進し、会員同士の絆を強められる例会造りに努める。

< 活動内容 >

1. 心に響く例会や行事の円滑な進行に努める。
2. 秩序と品を重んじ、例会中の携帯や私語に対しては適宜指導する。
3. ゲスト、ビジターが出席した際のサポート体制を万全にする。

ク ラ ブ 会 計

会 計 松 本 豊
副 会 計 新 川 勉

方針

クラブ会計は正確な会計処理に基づき、会長・幹事及び理事会がクラブ財政を正確に把握できるよう厳正な会計管理を行う。

＜活動内容＞

1. 年次予算の作成及び7月1日より12月31日に至る前期ならびに1月1日より6月30日に至る後期に係る財務管理を行う。
2. 財政状況につき必要のある場合はその都度理事会に報告する。
3. 会計処理はすべて細則8条に基づき行う。
4. 前期終了後および年度末決算の会計報告を例会にて行う。

会 員 組 織 委 員 会

委員長 宮田 潤
副委員長 荻野 洋一

会員選考担当 守屋 孝則
三竹 厚行
難波 真奈美
関原 敏文
佐藤 進一郎

方針

山口会長が掲げるスローガン「心に響く親睦心に響く奉仕」に基づき、親睦例会や行事を通じてより深い交流を促進し、会員同士の絆を強める。
また、新しい会員がすぐに溶け込めるような体制作りをし、入会推進を図り会員増強に繋げる。

<活動内容>

1. 例会を通じて会員同士の絆を強める。
2. 会員の増強を図る。
3. スマイル受付、発表の実施。

クラブ管理運営委員会

委員長 森 志朗
副委員長 田口 幸一

職業分類担当 能勢 健一
石井 卓
武藤 元秀
岩堀 美子
土屋 義行

方針

今年度、クラブ管理運営委員会では会長方針である、「心に響く親睦 心に響く奉仕」にありますように、所属する委員が協力し、活気あるクラブ運営のサポートを行っていくよう努める。

<活動内容>

1. 当クラブの長所である、所属していて楽しいクラブに基づき、例会をはじめ、親睦会や同好会等の状況を週報や HP に掲載し、充実させられるよう努める。
2. MyRotary を身近なツールとして活用し、会員に必要な資料や情報の提供が行えるよう努める。

公共イメージ委員会

委員長 今井美咲
副委員長 遠藤典孝

佐藤拓也
東三枝子
北村正敏
山田幹男

方針

今年度のクラブテーマである「心に響く親睦 心に響く奉仕」の実践に伴い、一般の方に向けてクラブ及びロータリーの活動を積極的に発信する。

また、従来の活動を継続しつつ新しい発信方法を検討する。

＜活動内容＞

1. 各委員会による事業の事前告知や事後報告を後方支援として行い、クラブ活動への認知・関心を高める。
2. 地域メディアやSNSを通じクラブの事業や活動について発信することで閲覧者の増大・会員増強に寄与できるよう努める。
3. 外部に発信した情報や媒体をクラブ内で積極的に共有し、会員ひとりひとりが様々な場で広報を行えるよう促進する。
4. 各月例会にて「ロータリーの友誌」の記事内容を紹介する。
5. 自クラブの活動を「ロータリーの友誌」に寄稿し掲載を目指す。

奉仕プロジェクト委員会

委員長 井 寛明
副委員長 臼井 欽一

岸野 義人
関野 耕正
足立 進
松本 豊
花上 滋

方針

心に響く奉仕活動を念頭に置き、社会奉仕、青少年奉仕、国際奉仕を実践する。
また今後の奉仕活動について検討する。

＜活動内容＞

1. 国際奉仕活動としてラオフレンズ病院への支援
2. 食を通じた青少年奉仕活動の実践
3. ユニバーサル野球の支援
4. 献血事業の実践
5. 今後の奉仕活動の検討

職業奉仕委員会

委員長 川名 貴之
副委員長 和田 貴樹

職業分類担当 岡見 健
松澤 修身
春日 清則
立脇 孝二

方針

今年度のテーマでもある「心に響く親睦 心に響く奉仕」のもと職業上の高い倫理基準・役立つ仕事はすべて価値あるものとする認識・社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとすることを目指し、楽しみながら実りのある有意義で充実した例会を開催する。

Enjoy and Education

< 活動内容 >

1. 卓話者を招いての例会
2. 米山奨学会、ロータリー財団への理解と寄付周知
3. 職場訪問や工場訪問による企業経営研修

よいことの
ために
手を取りあおう

Rotary 

収支予算書

一般会計収支予算書

<収入の部>

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
前年度繰越金	900,000	2,200,000	-1,300,000	
年 会 費	11,200,000	9,520,000	1,680,000	140,000 円× 40 人× 2 回
来 客 会 費	60,000		0	3,000 円× 20 人
入 会 金	100,000	150,000	-50,000	50,000 × 2 人
スマイルより	400,000	400,000	0	
雑 収 入	100	100	0	利息
収 入 合 計	12,660,100	12,330,100	330,000	

<支出の部 1> 委員会費

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
会長幹事担当活動費	1,020,000	1,000,000	20,000	※ 1
会員組織委員会	720,000	620,000	100,000	※ 2
公共イメージ委員会	300,000	300,000	0	※ 3
クラブ管理運営委員会	70,000	50,000	20,000	
奉仕プロジェクト委員会	520,000	520,000	0	※ 4
職業奉仕委員会	220,000	175,000	45,000	
会計・スマイル	5,000	5,000	0	
会 場 監 督	5,000	20,000	-15,000	
合 計	2,690,000	2,690,000	170,000	

※ 1 協賛金（少年野球メダル）50,000 円＋（柔道大会協賛金）50,000 円＋（スキー教室）50,000 円
 ＋（ウルトラユニバーサル野球）50,000 円＋（チャレンジカップ）50,000 円
 ＋公開例会 700,000 円＋予備費 70,000 円 ＝ 1,020,000 円

※ 2 （残暑納涼大会）100,000 円＋（お月見）100,000 円＋（忘年例会）150,000 円＋（CN 記念例会）100,000 円
 ＋（お花見）100,000 円＋（年度末親睦例会）150,000 円＋（委員会費）20,000 円 ＝ 720,000 円

※ 3 （メディア対策費）280,000 円＋（委員会費）20,000 円 ＝ 300,000 円

※ 4 （国際奉仕）300,000 円＋（社会奉仕）200,000 円＋（委員会費）20,000 円 ＝ 520,000 円

収支予算書

<支出の部 2> 会務運営費

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要	
例 会 食 費	2,937,600	2,851,200	86,400	2,400 円× 40 人× 40 回× 80%	
来 客 食 費	48,000	44,000	4,000	2,400 円× 20 人	
会 場 利 用 料	132,000	132,000	0	11,000 円× 12 ヶ月	
事 務 委 託 費	1,300,000	1,400,000	-100,000		
図書及び印刷費	890,000	890,000	0	年度計画書+会報	※ 5
通 信 費	10,000	10,000	0	切手等	
ホームページ維持管理費	300,000	300,000	0	レンタルサーバー、HP 管理	※ 6
理 事 会 費	60,000	60,000	0		
次年度理事会費	30,000	30,000	0		
地 区 出 向 費	50,000	0	50,000	2,000 円× 25 回	
慶 弔 費	100,000	100,000	0		
交 際 費	100,000	100,000	0		
贈 答 費	252,000	252,000	0	会員及び配偶者誕生日プレゼント	
消 耗 品 費	30,000	30,000	0	含文具備品	
事務局記帳代行	60,000	60,000	0		
雑 費	20,000	20,000	0		
合 計	6,319,600	6,279,200	40,400		

※ 5 (会報) 430,000 円 + (年度計画書) 420,000 円 + (その他) 40,000 円

※ 6 H P 管理 (270,000 円、レンタルサーバー 30,000 円)

収支予算書

一般会計収支予算書

<支出の部 3> 分担金関係

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
R I 分 担 金	459,200	486,700	-27,500	82\$ × 40 人 × 140 円
ポリオ・プラス寄付	224,000	248,000	-24,000	40\$ × 40 人 × 140 円
ザ・ロータリアン誌	132,000	132,000	0	275 円 × 40 人 × 12 ケ月
米山奨学金寄付	200,000	200,000	0	2,500 円 × 40 人 × 2 回
地区資金分担金	628,000	628,000	0	15,700 円 × 40 人
地 区 事 業 費	232,000	332,000	-100,000	5,800 円 × 40 人
地区大会分担金	260,000	260,000	0	6,500 円 × 40 人
地区ラーニング協議会分担金	84,000	120,000	-36,000	7,000 円 × 12 人
新世代助成金	100,000	100,000	0	2,500 円 × 40 人
交換留学生分担金	80,000	80,000	0	2,000 円 × 40 人
I . M 分担金	400,000	320,000	80,000	10,000 円 × 40 人
会長エレクトラーニングセミナー会費	10,000	10,000	0	旧 PETS
会長幹事会費	360,000	240,000	120,000	10,000 円 × 2 人 × 12 回
次年度会長幹事会	60,000	60,000	0	10,000 × 2 人 × 3 回
分担金関係支出合計	3,229,200	3,216,700	12,500	

	本年度予算	前年度予算案	本年度予算との差額	摘 要
支 出 の 部 1	2,860,000	2,690,000	170,000	
支 出 の 部 2	6,319,600	6,279,200	40,400	
支 出 の 部 3	3,229,200	3,216,700	12,500	
予 備 費	251,300	796,300	-545,000	
支 出 合 計	12,660,100	12,982,200	-322,100	

	本年度予算	前年度予算案	本年度予算との差額	摘 要
収入の部合 計	12,660,100	13,994,100	-1,334,000	

収支予算書

スマイル会計

<収入の部>

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
前年度繰越	1,000,000	1,000,000	0	
ス マ イ ル	800,000	750,000	50,000	
雑 収 入	0	0	0	利息
合 計	1,800,000	1,750,000	50,000	

<支出の部>

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
一般会計へ	400,000	400,000	0	
事業特別基金	400,000	400,000	0	
予 備 費	1,000,000	950,000	50,000	
合 計	1,800,000	1,750,000	50,000	

事業特別会計

<収入の部>

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
前年度繰越金	2,685,000	2,285,000	400,000	
スマイルより	400,000	400,000	0	
雑 収 入	0	0	0	利 息
合 計	3,085,000	2,685,000	400,000	

<支出の部>

科 目	本年度予算	前年度予算	本年度予算との差額	摘 要
事業特別費	0	0	0	
予 備 費	0	0	0	
次年度繰越金	3,085,000	2,685,000	400,000	
合 計	3,085,000	2,685,000	400,000	



ロータリークラブ
= 定 款 =

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブ理事会の理事
4. 会員 名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI：国際ロータリー
6. 衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある（該当する場合）：
7. 書面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
8. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会は、厚木県央ロータリークラブとする

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：

神奈川県厚木市栄町 1-16-15 厚木商工会議所内

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにあり。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；

第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は本ロータリークラブの活動の哲学的および実地的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を实践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節 — 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。

- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期的の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節（c）と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節（d）の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節 — 年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。
- (b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第3節 — 理事会の会合。理事会のすべての会合後30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第8条 会員身分

第1節 — 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 — 種類本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

第3節 — 正会員。RI定款第4条第2節(a)の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 — 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

第5節 — 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第6節 — 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かない
- (d) 職業分類を持たない
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第7節 — 例外。細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

第1節 — 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節 — 多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから 1 週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：

- (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。
- (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
- (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
- (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
- (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
- (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
- (7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第 2 節 — 遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第 3 節 — その他のロータリー活動による欠席。欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第 (1)(d)(7) 節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員または RI 委員会の委員、TRF 管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第 4 節 — RI 役員の欠席。会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第 5 節 — 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 カ月を超えて延長することができる。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

第 6 節 — 出席の記録。本条第 5 節 (a) の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第 4 節または第 5 節 (b) の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第 7 節 — 例外。細則は、第 10 条に従わない規定を含めることができる。

第 11 条 理事および役員および委員会

第 1 節 — 管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第 2 節 — 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第 3 節 — 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第 13 条第 6 節規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の 3 分の 2 の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも 5 日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第 4 節 — 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1 名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第 5 節 — 役員の選挙。

(a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の 7 月 1 日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。

(b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前 18 カ月以上 2 年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の 7 月 1 日に、会長エレクトになる。会長は、7 月 1 日に就任し、1 年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長 1 年間延長される。

- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節 — 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第 13 条 会員身分の存続

第 1 節 — 期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第 2 節 — 自動的終結。

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員 身分を取り消すことができる。

第 3 節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。期日後 30 日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後 10 日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第 4 節 — 終結 — 欠席。

(a) 出席率。会員は、

- (1) メークアップを含むクラブ例会と、衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない (RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。
- 規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 10 条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

- (c) 例外。細則は、第 13 条第 4 節に従わない規定を含めることができる。

第5節 — 終結 — その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第8条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第17条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第7節 — 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第8節 — 退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行うものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第9節 — 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 — 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、

- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、および、
- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかのクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第14条 地域社会、国家、および国際問題

- 第1節 — 適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブはいかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。
- 第2節 — 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。
- 第3節 — 政治的主題の禁止。
 - (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。
 - (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。
- 第4節 — ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条 ロータリーの雑誌

- 第1節 — 購読義務。本クラブがRI理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。
- 第2節 — 購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RIまたはRI理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第 16 条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第 17 条 仲裁および調停

第 1 節 — 意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第 2 節 — 調停または仲裁の期限。要請を受理してから 21 日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第 3 節 — 調停。調停の手続きは、

(a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または

(b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または

(c) RI 理事会もしくは TRF 管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

(d) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を 1 部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

(e) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第 1 節に定める仲裁に訴えることができる。

第 4 節 — 仲裁。仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ 1 名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は 1 名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第 5 節 — 仲裁人または裁定人の決定。仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第 18 条 細則

本クラブは、RI 定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第 19 条 改正

第 1 節 — 改正の方法。本条第 2 節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第 2 節 — 第 2 条と第 4 条の改正。第 2 条（名称）および第 4 条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも 21 日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI 理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提供することができる。



厚木県央ロータリークラブ

= 細 則 =

第 1 条	理事および役員の選挙
第 2 条	理事および理事会
第 3 条	役 員
第 4 条	会 合
第 5 条	入会金、会費および負担金
第 6 条	採決の方法
第 7 条	委 員 会
第 8 条	財 務
第 9 条	会員選挙の方法
第 10 条	決 議
第 11 条	議事の順序
第 12 条	改 正

第 1 条 理事および役員の選挙

第 1 節 候補者の指名

(1) 年次総会の 1 カ月前までの例会において、議長である会長は本クラブ内規によって定められた指名委員会に対し次々 年度会長候補者及び、次年度理事候補者の指名を求めなければならない。役員理事を除く理事候補者は 5 名以内とする。

(2) 年次総会の 1 カ月前までの例会において、議長である会長は会長エレクトに対して、次年度副会長、次年度幹事、次年度会計候補者の指名を求めなければならない。

第 2 節 選挙方法

(1) 指名委員会および会長エレクトより指名をうけた候補者は、年次総会において投票に付せられ、各々投票の過半数を獲得した候補者がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。選挙された会長候補は、会長ノミニーとなるものとし、その選挙の後の次の 7 月 1 日に始まる年度に、会長 エレクトとなり、理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の 7 月 1 日に、

会長に就任するものとする。

- (2) 候補者の数が投票に付される役員および理事の定数を越えない場合は、口頭による採決をもって、これに代えることができるものとする。

第3節 次年度理事会

- (1) 会長エレクトは、選挙された役員および理事に本年度会長を加えて次年度理事会を構成するものとする。
- (2) 会長エレクトは、選挙後1週間以内に次年度理事会を開催して、クラブ会員の中から次年度会場監督を務める者を選任しなければならない。

第4節 欠員の補充

- (1) 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。
- (2) 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする

第2条 理事および理事会

第1節 理事会の構成

本クラブの管理主体は本クラブの11名以内の会員より成る理事会とする。理事会は会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、他5名以内の理事で構成されるものとする。

第2節 議決権

会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事および会計は理事に就任し、他5名以内の理事とともに議決権を有する。

第3条 役員

第1節 役員の構成

本クラブの執行主体は7名の役員とする。役員は会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、会場監督(SAA)とする。

第2節 会長の任務

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことを

もって会長の任務とする。

第 3 節 会長エレクトの任務

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第 4 節 副会長の任務

会長不在の場合には本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第 5 節 幹事の任務

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合議事録をつくってこれを保管し、毎年 1 月 1 日および 7 月 1 日現在をもって RI 事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した 7 月 1 日または 1 月 1 日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について 10 月 1 日と 4 月 1 日に事務総長に提出する四半期会員報告、RI 事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告を RI に対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれを RI に送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第 6 節 会計の任務

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年 1 回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たって会計はその保管するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第 7 節 会場監督の任務

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第 8 節 特別任務

会長は理事会の承認を得て、本条第 3 節から第 7 節に掲げる役員の任務に加え、当該年度の特別任務を定めることができる。

第4条 会 合

第1節 年次総会

- (1) 本クラブの年次総会は毎年12月に開催される。この年次総会において、次々年度会長の選挙および、次年度会長を除く次年度役員および理事の選挙を行う。
- (2) 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会の定足数とする。

第2節 例 会

- (1) 本クラブの例会は金曜日12時30分に月2回以上開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または、例会の取消はすべてクラブの全会員に通告されなければならない。本クラブの会員は、名誉会員(またはクラブ定款の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくはクラブ定款の規定によるものでなければならない。
- (2) 会員総数の3分の1をもって本クラブの例会の定足数とする。

第3節 理事会

- (1) 定例理事会は毎月開催されるものとする。
- (2) 臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって召集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。
- (3) 第2条2節の議決権を有する理事会構成メンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第5条 入会金、会費および負担金

第1節 入会金

入会金は50,000円とし、入会承認後、速やかに納入されるべきものとする。なお、入会金の納入をもって承認の効力が発するものとする。

第2節 会 費

会費は年額280,000円とし、各半年ごとの各支払額の中に各会員のロータリアン誌の購読料を充当すると

いう諒解の下に、毎年２回７月１日および１月１日に納入されるべきものとする。

第６条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第７条 委員会

第１節 委員会の設置

(1) 会長は理事会の承認の下に次の常設委員会を設置しなければならない。

会員組織委員会

この委員会は、会員へのロータリー情報の提供、会員間の親睦に関する活動に責任を持ち、会員の増強と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施する。

公共イメージ委員会

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を推進する計画を立て、実施する。

クラブ管理運営委員会

この委員会はクラブの効果的な運営に関連する活動を実施する。

奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業的プロジェクトを企画し、実施する。

職業奉仕委員会

この委員会は、ロータリーの職業奉仕理念に基づく職業倫理に関する活動に責任を持つ。また、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団、ロータリー米山記念奨学会を支援する計画を立て、実施する。

(2) それぞれの委員長はその委員会の定例会合に対して責任をもち、委員会の仕事を監督、調整する任務をもち、委員会の活動について理事会に報告するものとする。

(3) 会長は理事会の承認の下に常設委員会に対して上記以外の特別任務を付託することができる。

(4) 会長は理事会の承認の下に必要に応じて特別委員会を設けることができる。

(5) 会長は理事会の承認の下に、各委員会に付託された職務を、当該委員会を中心とした当クラブ全体の活

動とすることができる。

- (6) 会長は、職権上全委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。
- (7) 各委員会は本細則によって付託された職務および会長または理事会に付託される事項を処理すべきものとする。
- (8) 各委員会の活動に継続性を持たせるために、原則として 1 名または数名の委員が同一の委員会に再任されるかまたは 2 カ年以上の任期をもって任命されることが望ましい。

第 8 条 財 務

第 1 節 資金の預託

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定された銀行に預金しなければならない。

第 2 節 会計処理

- (1) 入金 は 幹事 および 会計 が 署名 した 入金 伝票 に 基づいて 処理 され なければ ならない。
- (2) 出金 は 幹事 および 会計 が 署名 した 出金 伝票 に 基づいて、 会計 が 押印 した 小切手 または 振込 を もって 処理 され なければ ならない。
- (3) 本細則に定めるほか、出金の方法、予算・決算の方法、支出が費目別の限度額を超過する事態が予測される場合の処理方法、スマイル会計・事業特別会計の方法、会員がロータリーの諸会合に出席する場合のクラブ負担については本クラブ内規に定める。

第 3 節 監 査

本クラブすべての会計事務については毎年 1 回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。但し、理事会は有資格者に代えて会員の中から監査を行う者（二名）を指名することができる。

第 4 節 会計年度

本クラブの会計年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日に至る 1 年とし、会費の徴収はこれを 7 月 1 日から 12 月 31 日に至る前期および 1 月 1 日から 6 月 30 日に至る後期に分け、それぞれ毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日に行われるものとする。分担金の支払いは、毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日に、それぞれ当日の本クラ

ブ会員数に基づいて行われるものとする。

第5節 予算

各会計年度が始まる迄に、理事会はその年度の収支予算案を作成し、または作成させなければならない。その予算案は、理事会において承認された後に、各費目ごとに支出の限度額となる。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第9条 会員選挙の方法

第1節 正会員

- (1) 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、所定の新会員推薦書によって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。
- (2) 会員組織委員会は、幹事の指示の下、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地および、人格、職業上および社会的見地からその適格性を調査し理事会に報告する。但し当クラブの元会員については調査を省略できる。
- (3) 理事会は、被推薦者がRI定款ならびにクラブ定款に定める会員資格条件、クラブ定款に定める職業分類上の制限、クラブ内規に定める必要条件をすべて満たしていることを確認した後、新会員推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて推薦者に通知しなければならない。
- (4) 理事会がこれを承認した場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について推薦者および会員組織委員会委員から説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。なお、この時点で初めて被推薦者に対して被推薦者として例会へのゲスト出席を要請することができるものとする。
- (5) 候補者が承諾した場合、速やかに本人の氏名、職業分類その他、必要事項が記載された告知書が、本クラブ会員に郵送または電子メールで通知されなければならない。
- (6) 告知書が発送されて7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対して理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合、被推薦者は、細則に定める入会金および会費を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。
- (7) 理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、直後の定例理事会または臨時の理事会において採択に付されるものとする。この採択において、全員の賛成が得られた場合は、被推薦者は細則に定める入会金および会費を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

- (8) このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、その決定を RI に報告しなければならない。会員組織委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を 2 名指名し、発表するものとする。
- (9) 会員候補者の資格要件、推薦者の資格要件、告知書の記載事項、その他必要事項を本クラブ内規に定める。

第 2 節 名誉会員

- (1) 名誉会員に推薦された候補者の氏名は、所定の会員推薦申込書によって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出される。
- (2) 理事会はこれを審査し、その承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。
- (3) 理事会がこれを承認した場合は、候補者に入会申込書の提出を求め、本人の氏名をクラブに発表することについての承諾を求める。
- (4) 候補者が承諾した場合、本人の氏名その他必要事項が記載された告知書が、本クラブ会員に郵送される。
- (5) 告知書が発送されて 7 日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対して理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、直ちに会員に選ばれたものとみなされる。
- (6) 理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は定例または臨時の理事会においてこれを審議し、当該会員候補者について採決を行う。この理事会の採決において、出席理事会メンバーの全員の賛成が得られた場合は、直ちに会員に選ばれたものとみなされる。
- (7) 幹事は当該会員に対して会員証を発行すると共に、その氏名を RI 事務総長に報告する。また、当該会員は、クラブ例会において、新会員として正式に紹介される。

第 10 条 決 議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 11 条 議事の順序

開 会
点 鐘
四つのテスト唱和
ロータリーソング斉唱
ゲスト・ビジター紹介
(食事)
会長タイム
幹事報告
(理事会報告)
委員会報告
(ロータリーの友紹介)
(お祝い行事)
スマイル発表
例会プログラム
出席報告
点 鐘
閉 会

第 12 条 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 21 日前に各会員に書面又は電磁的方法にて通知されていなければならない。クラブ定款および RI の定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない

注：本細則は、クラブ定款または国際ロータリーの定款、細則と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。もし疑問ある場合は、その変更案を RI 事務総長に提出して RI 理事会の審議を乞わなければならない。

(2024 年 7 月 1 日改定)



厚木県央ロータリークラブ

= 内 規 =

第 1 条	目 的
第 2 条	候補者の指名
第 3 条	役員・理事および理事会
第 4 条	例 会
第 5 条	理事会
第 6 条	会 費
第 7 条	財 務
第 8 条	会員選挙の方法
第 9 条	決 議
第 10 条	雑 則
第 11 条	改 正

第 1 条 目 的

本クラブは、定款及び細則を円滑に運営するために、別に厚木県央ロータリークラブ内規を定める。

第 2 条 候補者の指名（細則第 1 条第 1 節補足）

第 1 節

1. 指名委員会は会長・会長エレクト・前 3 代の会長の合計 5 名をもって構成する。但し、前 3 代の会長に欠員がある場合は、順次遡ってその定数まで選出するが、それでも定数に満たない場合は会員の中から会長が指名するものとする。
2. 指名委員会の委員長は会長エレクトが務める。

第2節

次々年度会長の指名は、**指名委員会**が推薦した候補者について協議の上決定する。

第3節

指名委員会は、年次総会 **1 カ月前までの例会において**、次々年度会長と次年度理事 5 名以内を選出する為に**議長である会長**の通告をもって開催され、年次総会による次々年度会長、次年度理事 5 名以内の選挙によりその任務を終了する。

第3条 役員・理事および理事会（細則第2条、3条補足）

第1節 役 員

本クラブの役員は次の通りとする。

会長，直前会長，会長エレクト，副会長，幹事，会計，会場監督（SAA）の7名とする。

第2節 理 事

本クラブの理事は次の通りとする。

会長，直前会長，会長エレクト，副会長，幹事および会計とその他5名以内の理事とする。

第3節 理事会メンバー

本クラブの理事会メンバーは次の通りとする。

第2節の理事とする。なお、理事会は必要に応じて、理事会メンバー以外の会員または、会員以外のオブザーバ出席を要請することができる。

第 4 条 例会（細則第 4 条第 2 節補足）

第 1 節

例会日が法定休日に当たる場合は、理事会の議を経て例会を取りやめることが出来る。

第 2 節

12 月 31 日、1 月 2 日および 3 日は法定休日に当たらないので、例会を取りやめるには、定款第 7 条第 1 節第 d 項を適用しなければならない。

第 5 条 理事会（細則第 4 条第 3 節補足）

第 1 節

定例理事会の主たる議題は、担当理事より一週間前迄に幹事に文書により報告しなければならない。

第 2 節

定例理事会の召集は、主たる議題を記載した文書による予告をもって行う。

第 3 節

臨時理事会の召集は、主たる議題を記載した文書による予告を原則とするが、緊急の場合は電話または口頭で主たる議題を告知し、召集することができる。

第 4 節

万やむを得ない緊急の議事については、電話または口頭で議決を得ることが出来るが後日正規の手続きを経て召集された理事会で、改めて追認を得なければならない。

第 5 節

本条において、ファクシミリによる文書、および電子メールによる文書は、文書として扱われるものとする。

第 6 条 会費 (細則第 5 条第 2 節補足)

第 1 節

細則第 5 条第 2 節に掲げる会費の内訳は次の通りである。

(1) 会 費

(2) RI および地区分担金

人頭分担金、地区資金、地区活動資金、地区大会分担金、ガバナー月信、ロータリーの友、GSE 分担金、規定審議会分担金

(3) 個人別分担金

ロータリー米山奨学金普通寄付

(4) 食 費

第 2 節

7 月 1 日または 1 月 1 日より始まる半期の途中で入会した場合は、入会した月初より計算した第 1 節の会費等を徴収する。

第 7 条 財務 (細則第 8 条補足)

第 1 節

委員会費の出金は 1 担当理事 (または委員長)、2 幹事、3 会計の署名が、その他の出金は 1 会長、2 幹事、3 会計の署名が必要である。

第 2 節

(1) 予算および決算は理事会で承認を受けた後、本クラブ会員に報告する。

(2) 予算および決算の報告は、原則として 7 月中に行うものとする。

第 3 節

(1) 支出が、予算にて定められた費目別の限度額を超過する事態が予測される場合は、理事会の議を経て、予備費から支出することができる。

(2) 支出が、予算に定められた費目別の限度額を大幅に超過する事態が予測される場合は、速やかに補正予算を組み直して、理事会の承認を受けた後、例会で会員に報告する。

第 4 節

本クラブの会計は一般会計、スマイル会計 (奉仕特別会計) および、事業特別会計とする。

第 5 節

(1) 委員会の活動資金はスマイル会計 (奉仕特別会計) から支出することができる

(2) 公開例会資金は、スマイル会計 (奉仕特別会計) から支出することができる。

(3) 事業特別会計の資金としてスマイル会計 (奉仕特別会計) から支出することができる。

第 6 節

(1) スマイル会計 (奉仕特別会計) の支出予算は、原則として前年度のスマイル会計 (奉仕特別会計) の収入総額を限度として算定する。

(2) 理事会の承認を得て、災害援助、ロータリー財団およびロータリー米山記念奨学会などの奉仕活動のために、特別な募金を行うことができる。これらの特別な目的のための募金の収支は、スマイル会計 (奉仕特別会計) に含める。

第 7 節

理事会の議を経て、その他の特別な目的のための募金を行うことができる。

第 8 節

記念事業および特別事業は事業特別会計によって賄うものとする。事業特別会計は事業内容別とし、その事業が終了するまで繰越することができる。

第 9 節

本クラブを代表して、会員がロータリーの諸会合に出席する場合、理事会の承認を得て、その費用をクラブが負担することができる。

第 8 条 会員選挙の方法（細則第 9 条補足）

第 1 節

次の条件を満たすことを推薦者が保証した候補者についてのみ、会員選挙の手続きが進められるものとする。なお、下記に示す出席率は、手続きを進めるにあたっての必要条件であって、会員として十分な条件を示すものではない。

(1) 各年度の半期に、メイク・アップを含めて 50% 以上出席できる者

(2) 各年度の半期に、ホームクラブに 25% 以上出席できる者

(3) 善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者

(4) 事業上の裁量権を有する者

第 2 節

(1) 入会候補者の推薦者は 2 名以上とし、そのうちの 1 名は本クラブ入会后 3 年以上を経過した会員であることが望ましい。推薦者は入会候補者を熟知している者でなければならない。

(2) 推薦者は入会候補者に対し会員組織委員会によりロータリー教育セミナーを行い、ロータリーの規約と義務活動を理解してもらわなければならない。

(3) 新会員の承認には別紙（会員選挙の流れ）の過程をふまなければならない。

第3節

- (1) 候補者の告知書には、細則で定められた事項のほか、本人の略歴、生年月日、事業所名、住所、推薦者名（2名）を記載するものとする。
- (2) 会員選挙に当たって、明確な理由による反対がある場合は、細則の規定によってのみ異議を申し立てることができる。

第4節

推薦者以外の第三者が、一旦提出された会員推薦申込書の効力を失効させることはできない。

第5節

名誉会員の会員選挙は、会員選考委員会による審査とロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務についての説明を省略することができる。

第9条 決議（細則第10条補足）

第1節

当クラブの活動予定及び例会予定・予算支出等は必ず理事会議案書（別紙）をもって理事会の承認を得なければならない。なお、活動内容、例会内容は議案書へ記されるべきものとする。

第2節

委員会活動を含めた全ての新規事業は、理事会の承認を得なければ実行することができない

第3節

当初予算編成時に計上していない支出が発生した場合は、理事会の承認を得なければ支出することができない。

第4節

理事会の決議事項は議事録に記録されなければならない。また、理事会の決議事項は速やかに会員に報告されなければならない。

第5節

議案書および議事録は10年間保管しておかなければならない。

第10条 雑 則

第1節 メイク・アップ

メイク・アップの場合は訪問クラブ・日時・名称を記載した書類を幹事に報告すること。又、他クラブにメイク・アップをする場合は、報告をして行くこと。

第2節 欠席の連絡

前もって例会欠席が判っている時は、例会前日の正午までに会場監督（SAA）または副会場監督（副 SAA）へ連絡すること。

尚、当日の急な欠席も同様に連絡する。

第11条 改 正

本内規は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、このような改正案の予告は当該例会の少なくとも21日前に各会員に書面又は電磁的方法にて通知されていなければならない。クラブ定款およびクラブ細則と矛盾または違反する改正または条項追加を本内規に対して行うことはできない。

(2024年7月1日改定)

慶慶弔及び各種記念品規定

第1条 目 的

本規定は、本クラブ会員、家族および本クラブ縁故者の慶弔に関して定めたものである。

第2条 適 用

1. 慶弔に関する事実が予め確定している場合および 慶弔に関する事実が発生した場合、社会通念上、慶弔規定を実施するにふさわしい時期に適用する。
2. 当該会員、家族またはその事実を知った他の会員からの届け出があった場合、または、何らかの方法でその事実を理事会が知り得た場合に適用する。

第3条 実 施

前条によって理事会がその事実を知った場合、理事会は速やかに第4条によって定められた区分に従って、至近の例会を通じ、あるいは、慶弔の事実が発生した場所に赴いて、これを実施しなければならない。

第4条 区 分

第1節 慶事

1. 会員の結婚祝い 祝金30,000円
2. 会員の第1子誕生祝い祝金10,000円
3. 会員の第2子以降誕生祝い祝金5,000円
4. 会員の喜寿（77歳のお祝）記念品
5. 会員の傘寿（80歳のお祝）記念品
6. 会員の米寿（88歳のお祝）記念品
7. 会員の卒寿（90歳のお祝）記念品
8. 会員の白寿（99歳のお祝）記念品
9. 会員の百賀（100歳のお祝）記念品

第2節 弔事

1. 会員の死亡した場合 生花一基及び3万円
2. 会員の配偶者死亡の場合 生花一基及び2万円
3. 会員の親又は、子供死亡の場合 生花一基及び1万円
4. 会員の配偶者の親死亡の場合 1万円
5. 弔事の連絡は幹事から会員へ連絡する。
但し遺族から申し出があった場合は連絡は行わない。
6. 厚木3クラブ（厚木・厚木中・本厚木）の会員死亡の場合
生花一基及び1万円

第3節 見舞い

1. 会員の1ヶ月以上の入院 1万円
2. 会員の住居又は事業所が災害にあった場合は、理事会において協議する。

第4節 各種記念品

1. ゲストスピーカーに対し謝礼として5千円程度の記念品
2. 会員誕生日 例会場で3千円程度の金品贈呈
3. 会員の配偶者等誕生日 自宅宛へ3千円程度の金品贈呈
4. 直前会長 7月の第一例会でダイヤ入りバッチと花束贈呈
5. 直前幹事 7月の第一例会でルビー入りバッチと花束贈呈
6. 会長・幹事 任務満了の時理事会の議を経て記念品贈呈
7. 連続出席会員 7月の第3例会で記念品贈呈
8. 退会 クラブ定款による10年以上在籍の退会者には1万円程度の記念品贈呈
9. 会員の開店及び事業所開設等お祝い事が発生した場合、必要に応じて理事会においてお祝い金等を決定することが出来る。
10. その他 国家及び、RI・地区より表彰を受けたとき、又は、RI・地区役員の任期を満了した時等は、理事会の議を経て記念品を贈呈する。

第5条 改正

この慶弔及び各種記念品規定は理事会の議を経て改正することができる。

連続出席表彰規定

第1条

メイク・アップを含んで、そのロータリー年度全ての例会に出席した場合、これを1年間連続出席として過去の連続出席記録に加えて表彰する。

第2条

ロータリー年度途中で入会した場合、メイク・アップを含んで、全ての例会に出席し、入会後の例会が全例会数の60%を超えるものは、1年間連続出席とみなす。

第3条

他のクラブに在席していた会員が、本クラブ会員になった場合は、他クラブにおける連続出席記録を、これに加算するものとする。

第4条

欠席により連続出席が中断された場合は、その翌年度から新たに起算するものとする。

第5条

定款および細則によって出席を免除された会員は、本クラブ例会に出席するかメイク・アップその他の方法で出席をうめあわせした場合に限って、本規定の適用を受ける。

第6条

この連続出席表彰規定は、理事会の議を経て改正することができる。

事務局利用規定

第1条

第1節

幹事はクラブ管理に関する一般的事務を円滑に処理するために事務局を設置し、これを統括する。

第2節

会計は幹事の了解の下に、入出金業務等を事務局に指示することができる。

第3節

会長、幹事および会計以外の者は幹事の了解のもと直接事務局に指示することができる。

第2条

第1節

委員会内部の事務処理、特定の会員間の連絡事項および同好会活動の事務事項などは、委員会または当事者が直接処理し、その業務を事務局に依頼してはならない。

第3条

第1節

R I ・地区およびグループに関する事項、対外的事項、会員全体に関する告知事項、委員会活動に関する告知・報告事項、例会・クラブ協議会・クラブフォーラムに関する事務事項などに関しては、幹事の指示により、事務局が処理することができる

第2節

幹事は報告を受けたあらゆる事務事項を事務局員に通達し、その詳細を熟知させなければならない。

第3節

事務局員は幹事より通達された事務事項を整理保存すると共に、会員よりの照会に対処しなければならない。

第4節

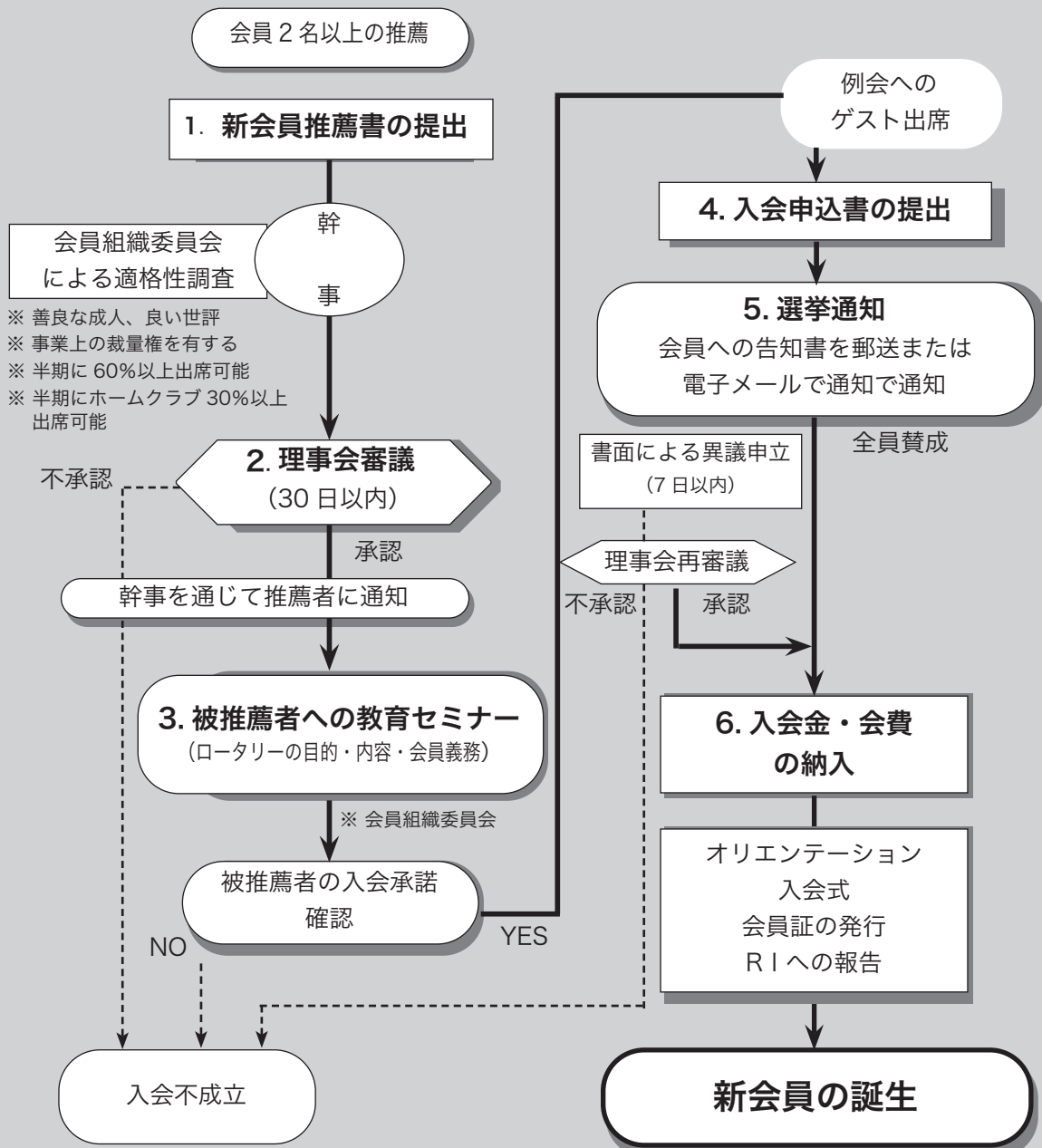
会員は会務運営上必要とする事務事項を、事務局に照会することができる。

第4条

この事務局利用規定は、利用クラブ幹事会にて改正し、各クラブ理事会に報告する。

(2018年4月1日改定)

＝ 会員選挙の流れ ＝



年間行事計画

7月 行事計画

母子の健康月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当／内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
4	金	1203	クラブ協議会	会長・幹事	石川特別代表・理事会	8 松本 豊 13 井 寛明 24 森 志朗	4 遠藤美樹
11	金	1204	会員増強準備例会	会員組織委員会			
18	金	1205		クラブ管理運営委員会			
25	金	1206		職業奉仕委員会			

Memo

8月 行事計画

会員増強・新クラブ結成推進月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当／内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
1	金	1207		奉仕プロジェクト委員会	理事会	23 春日清則 28 岩堀美子	10 川名亜紀 15 山口和代 17 立脇美沙子 28 白井エミリー
2	土		少年野球大会				
2	土		鮎祭り				
2	土		ウルトラユニバーサル野球 予選				
3	日		ウルトラユニバーサル野球 予選				
8	金	1208		公共イメージ委員会			
15	金		休 会				
22	金	1209	残暑親睦例会兼オープン例会	会員組織委員会			
29	金		休 会				

年間行事計画

9月 行事計画

基本的教育と識字率向上月間 / ロータリーの友月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当 / 内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
5	金	1210		クラブ管理運営委員会	理事会		14 荻野桂子
6	土		地区大会				
7	日		地区大会				
12	金		休 会				
19	金	1211		職業奉仕委員会			
20	土		ウルトラユニバーサル野球 予選				
21	日		ウルトラユニバーサル野球 決勝				
26	金	1212	お月見例会兼オープン例会	会員組織委員会			

10月 行事計画

米山月間 / 地域社会の経済発展月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当 / 内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
1	水		RC 野球大会			17 荻野洋一	11 田口朋子
3	金		休 会			19 山口昌興	30 北村佳与子
10	金	1213		奉仕プロジェクト委員会	理事会	20 立脇孝二	
17	金	1214		会長・幹事		20 関野耕正	
24	金	1215		クラブ管理運営委員会	世界ポリオデー		
31	金		休 会				

Memo

年間行事計画

11月 行事計画

ロータリー財団月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当／内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
7	金	1216		職業奉仕委員会	夜間例会・理事会	7 足立 進	8 神崎澄子
14	金	1217	チャーターナイト記念例会	会員組織委員会	定款第7条1節(d)	9 花上 滋	29 和田まゆみ
21	金	1218		会長・幹事		10 松澤修身	
23	日		厚木市柔道教室			15 難波真奈美	
24	月		厚木市柔道選手権大会		定款第7条1節(d)	23 北村正敏	
28	金	1219		奉仕プロジェクト委員会		25 石井 卓	
						28 佐藤 拓也	

Memo

12月 行事計画

疾病予防と治療月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当／内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
5	金	1220	クラブ協議会・年次総会	指名委員会	理事会	1 今井美咲	2 石井美佐
12	金	1221		公共イメージ委員会		20 臼井欽一	6 新川喜恵子
19	金	1222	クリスマス忘年例会	会員組織委員会		23 佐藤進一郎	8 佐藤美恵
26	金		休 会				13 佐藤真紀

Memo

年間行事計画

1月 行事計画

職業奉仕月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当／内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
2	金		休 会			6 岸野義人	25 能勢優子
9	金	1223	ガバナー補佐来訪	会長・幹事	理事会	7 川名貴之	
15	木	1224	厚木4クラブ賀詞交歓会	会長・幹事		11 佐藤新也	
16	金		休 会			19 東三枝子	
23	金	1225		クラブ管理運営委員会		21 土屋義行	
30	金	1226	ガバナー公式訪問	会長・幹事			

Memo

2月 行事計画

平和構築と紛争予防月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当／内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
6	金	1227		職業奉仕委員会	理事会	18 関原敏文	11 関野あゆみ 20 森 円
13	金		休 会		ホストクラブ 海老名RC	18 高畑幸夫	
15	日	1228	第6グループ IM	第2780地区第6G		27 岡見健	
20	金	1229	クラブ協議会（上期総括）	会長・幹事			
27	金	1230		奉仕プロジェクト委員会			

Memo

年間行事計画

3月 行事計画

水と衛生月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当／内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
6	金	1231		公共イメージ委員会	理事会	12 神崎 進	5 山田紀子
13	金	1232				14 三竹厚行	6 三竹敏子
20	金		休 会	職業奉仕委員会			19 佐藤加奈
27	金	1233	PELS 報告	会長エレクト			28 土屋律子

Memo

4月 行事計画

環境月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当／内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
3	金	1234	お花見親睦例会	会員組織委員会		5 田口幸一	2 花上靖子
10	金	1235		職業奉仕委員会	理事会	10 宮田 潤	6 高畑由香里
17	金		休 会			13 武藤元秀	11 武藤春恵
24	金	1236		会長・幹事&会員組織委員会			13 今井銀河
							16 関原明美

Memo

年間行事計画

5月 行事計画

青少年奉仕月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当／内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
1	金		休 会			13 守屋孝則 16 山田幹男	9 井 洋子
8	金		休 会				
15	金	1237		奉仕プロジェクト委員会	理事会		
22	金	1238	公開例会準備例会	会長・幹事			
29	金	1239	公開例会	会長・幹事			

Memo

6月 行事計画

ロータリー親睦活動月間

日	曜日	例会数	プログラム	担当／内容	備考	会員誕生日	配偶者誕生日
5	金	1240		公共イメージ委員会	理事会	10 新川 勉 23 和田貴樹 25 能勢健一 25 遠藤典孝	7 岡見みどり 17 春日祐子 19 守屋さつき
12	金	1241	次年度に向けて	会長エレクト			
19	金	1242	クラブ協議会（年間総括）	会長・幹事			
26	金	1243	年度末親睦例会	会員組織委員会			

Memo

会員名簿

 東 三枝子 あずま みえこ 昭和47年1月19日生	職 業 分 類	自動車販売	入会	2022年7月1日
	事 業 所	(株) ホンダカーズ厚木	役職	取締役
	所 在 地	〒243 - 0814 厚木市妻田南 1-24-12		
	TEL / FAX	TEL 046 (223) 5150 / FAX 046 (224) 5740		

 足立 進 あだち すすむ 昭和26年11月7日生	職 業 分 類	保険代理業	入会	1998年10月2日
	事 業 所	(有) 足立保険サービス	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243 - 0022 厚木市酒井 3130 AI ビル		
	TEL / FAX	TEL 046 (228) 2220 / FAX 046 (228) 2211		

 井 寛明 いい ひろあき 昭和39年7月13日生	職 業 分 類	印 刷 業	入会	2006年8月11日
	事 業 所	(株) アイワ	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243 - 0003 厚木市寿町 1 - 6 - 6		
	TEL / FAX	TEL 046 (223) 5154 / FAX 046 (224) 3230		

 石井 卓 いしい たかし 昭和26年11月25日生	職 業 分 類	ビル経営	入会	1998年4月24日
	事 業 所	(株) アイエスト	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243 - 0018 厚木市中町 2-5-14 エクセレントシティ本厚木前 310		
	TEL / FAX	TEL / FAX		

 今井 美咲 いまい みさき 平成3年12月1日生	職 業 分 類	建設業	入会	2022年7月1日
	事 業 所	(株) イマイ仮設	役職	取締役
	所 在 地	〒243 - 0203 厚木市下荻野 958		
	TEL / FAX	TEL 046 (243) 3051 / FAX 046 (243) 3052		

 岩堀 美子 いわほり よしこ 昭和 17 年 8 月 28 日生	職 業 分 類	保育園経営	入会	2004 年 12 月 3 日
	事 業 所	特定非営利活動法人 Ty	役職	理事長
	所 在 地	〒 243 - 0018 厚木市中町 3-9-22-1102		
	TEL / FAX	TEL 046 (200) 9445 /		

 臼井 欽一 うすい きんいち 昭和 37 年 12 月 20 日生	職 業 分 類	畜産業	入会	2007 年 9 月 7 日
	事 業 所	(有) 臼井農産	役職	代表取締役
	所 在 地	〒 243 - 0213 厚木市飯山 3575		
	TEL / FAX	TEL 046 (241) 7462 / FAX 046 (241) 2584		

 遠藤 典孝 えんどう のりたか 昭和 47 年 6 月 25 日生	職 業 分 類	倉庫業	入会	2021 年 8 月 6 日
	事 業 所	(株) サンリー	役職	代表取締役
	所 在 地	〒 243 - 0203 厚木市下荻野 156		
	TEL / FAX	TEL 046 (242) 5505 / FAX 046 (242) 5619		

 岡見 健 おかみ たけし 昭和 29 年 2 月 27 日生	職 業 分 類	ビルメンテナンス業	入会	1998 年 4 月 24 日
	事 業 所	(株) プロミティ	役職	代表取締役
	所 在 地	〒 243 - 0018 厚木市中町 3 - 11 - 4		
	TEL / FAX	TEL 046 (204) 5461 / FAX 046 (204) 5462		

 荻野 洋一 おぎの よういち 昭和 54 年 10 月 17 日生	職 業 分 類	フードサービス	入会	2016 年 8 月 5 日
	事 業 所	丸花料理お届けセンター	役職	代表取締役
	所 在 地	〒 243 - 0004 厚木市水引 1 - 1 - 28		
	TEL / FAX	TEL 046 (224) 0871 / FAX 046 (224) 4411		

会員名簿

 春日 清則 かすが きよのり 昭和31年8月23日生	職 業 分 類	損害保険代理業	入会	1998年4月24日
	事 業 所	(株) カスガ	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243 - 0036 厚木市長谷 677 - 3 - 100		
	TEL / FAX	TEL 046 (250) 5012 / FAX 046 (250) 5013		

 川名 貴之 かわな たかゆき 昭和46年1月7日生	職 業 分 類	倉庫運送業	入会	2017年5月19日
	事 業 所	(株) 芙蓉	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243 - 0203 厚木市下荻野 450 - 1		
	TEL / FAX	TEL 046 (210) 1808 / FAX 046 (243) 5788		

 神崎 進 かんざき すすむ 昭和26年3月12日生	職 業 分 類	一般建築	入会	2009年1月9日
	事 業 所	(有) 神崎工務店	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243 - 0203 厚木市下荻野 513 - 2		
	TEL / FAX	TEL 046 (242) 1131 / FAX 046 (242) 1194		

 岸野 義人 きしの よしひと 昭和39年1月6日生	職 業 分 類	看板業	入会	2014年4月6日
	事 業 所	(株) ジャパンアート	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243 - 0434 海老名市上郷 4 - 4 - 29		
	TEL / FAX	TEL 046 (233) 4864 / FAX 046 (233) 9338		

 北村 正敏 きたむら まさとし 昭和26年11月23日生	職 業 分 類	写真業	入会	1998年4月24日
	事 業 所	(株) スタジオ 246	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243 - 0212 厚木市及川 2-1-40		
	TEL / FAX	TEL 046 (281) 8063 / FAX 046 (281) 9439		

 佐藤進一郎 さとう しんいちろう 昭和46年9月22日生	職 業 分 類	一般土木業	入会	2025年5月16日
	事 業 所	佐藤建設(株)	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243-0307 愛甲郡愛川町半原 3848		
	TEL / FAX	TEL 046 (281) 2482 / FAX 046 (281) 3920		

 佐藤 新也 さとう しんや 昭和50年1月11日生	職 業 分 類	警備業	入会	2016年5月6日
	事 業 所	共和サービス警備保障(株)	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243-0004 厚木市水引 1-2-15 共和ビル		
	TEL / FAX	TEL 046 (222) 5055 / FAX 046 (222) 5070		

 佐藤 拓也 さとう たくや 昭和39年11月28日生	職 業 分 類	ガス販売業	入会	2012年7月6日
	事 業 所	(有) タイガープロパン	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243-0035 厚木市愛甲 2-23-3		
	TEL / FAX	TEL 046 (240) 0351 / FAX 046 (240) 0352		

 新川 勉 しんかわ つとむ 昭和34年6月10日生	職 業 分 類	税理士	入会	2002年8月30日
	事 業 所	新川勉税理士事務所	役職	代表
	所 在 地	〒243-0016 厚木市田村町 9-30 サンモールII 5階		
	TEL / FAX	TEL 046 (297) 3186 / FAX 046 (297) 3187		

 関野 耕正 せきの やすまき 昭和41年10月20日生	職 業 分 類	総合土木業	入会	2015年6月5日
	事 業 所	(株) 関野工務店	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243-0005 厚木市松枝 1-7-15		
	TEL / FAX	TEL 046 (221) 2229 / FAX 046 (225) 1128		

会員名簿

 関原 敏文 せきはら としふみ 昭和31年2月18日生	職 業 分 類	リフォーム業	入会	2009年6月1日
	事 業 所	(株) セキトウェブ	役職	取締役
	所 在 地	〒243-0203 厚木市下荻野 950-6		
	TEL / FAX	TEL 046 (242) 9331 / FAX 046 (242) 9322		

 田口 幸一 たぐち こういち 昭和33年4月5日生	職 業 分 類	肉小売業	入会	1998年4月24日
	事 業 所	(株) 肉の田口	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243-0004 厚木市水引 1-15-12		
	TEL / FAX	TEL 046 (221) 0822 / FAX 046 (221) 5586		

 立脇 孝二 たてわき こうじ 昭和34年10月20日生	職 業 分 類	自動車修理	入会	2006年11月10日
	事 業 所	(株) 立脇自動車	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243-0032 厚木市恩名 5-19-6		
	TEL / FAX	TEL 046 (223) 4630 / FAX 046 (223) 2953		

 土屋 義行 つちや よしゆき 昭和28年1月21日生	職 業 分 類	不動産賃貸業	入会	1998年4月24日
	事 業 所	(株) クリスタルソワ	役職	代表取締役
	所 在 地	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 6-34-14		
	TEL / FAX	TEL 03 (3498) 1550 / 046-222-3269 (自宅)		

 難波真奈美 なんば まなみ 昭和33年11月15日生	職 業 分 類	造園土木業	入会	2015年9月4日
	事 業 所	難波造園 (株)	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243-0203 厚木市下荻野 405		
	TEL / FAX	TEL 046 (241) 1233 / FAX 046 (241) 9517		

 能勢 健一 のせ けんいち 昭和44年6月25日生	職 業 分 類	不動産業 建設・開発	入会	2017年4月7日
	事 業 所	(株) プラスホーム	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243-0017 厚木市栄町 1-1-6		
	TEL / FAX	TEL 046 (210) 4288 / FAX 046 (210) 4303		

 花上 滋 はなうえ しげる 昭和22年11月9日生	職 業 分 類	司法書士	入会	1999年3月12日
	事 業 所	司法書士 花上 滋 事務所	役職	代表
	所 在 地	〒243-0004 厚木市水引 1-1-45		
	TEL / FAX	TEL 046 (221) 1744 / FAX 046 (221) 1745		

 松澤 修身 まつざわ おさみ 昭和42年11月10日生	職 業 分 類	管工事業	入会	2017年2月3日
	事 業 所	(株) 新日本工業	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243-0212 厚木市及川 2-20-37		
	TEL / FAX	TEL 046 (241) 1128 / FAX 046 (242) 3370		

 松本 豊 まつもと ゆたか 昭和35年7月8日生	職 業 分 類	総合建築業	入会	2014年12月12日
	事 業 所	サンハウス(株)	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243-0015 厚木市南町 27-17		
	TEL / FAX	TEL 046 (228) 8885 / FAX 046 (229) 6194		

 三竹 厚行 みたけ あつゆき 昭和28年3月14日生	職 業 分 類	弁護士	入会	2012年6月1日
	事 業 所	三竹法律事務所	役職	代表
	所 在 地	〒243-0018 厚木市中町 3-15-2 Kスクエアビル 202号		
	TEL / FAX	TEL 046 (295) 5755 / FAX 046 (295) 5735		

会員名簿

 宮田 潤 みやた じゅん 昭和56年4月10日生	職 業 分 類	運転代行	入会	2023年7月7日
	事 業 所	アイリス代行	役職	代表
	所 在 地	〒243-0211 厚木市三田 2579-1		
	TEL / FAX	TEL 046 (280) 5544 /		

 武藤 元秀 むとう もとひで 昭和25年4月13日生	職 業 分 類	不動産管理	入会	2007年10月12日
	事 業 所	(有) 武藤商事	役職	監査役
	所 在 地	〒252-0027 座間市座間 2-2767		
	TEL / FAX	TEL 046 (255) 0264 / FAX 046 (251) 5533		

 森 志朗 もり しろう 昭和44年7月24日生	職 業 分 類	内装業	入会	2019年3月14日
	事 業 所	株式会社 松 陰	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243-0201 厚木市上荻野 1165-2		
	TEL / FAX	TEL 046 (241) 8111 / FAX 046 (241) 5406		

 守屋 孝則 もりや たかのり 昭和24年5月13日生	職 業 分 類	ビルメンテナンス	入会	2007年8月10日
	事 業 所	(株) モリサービス	役職	会長
	所 在 地	〒243-0021 厚木市岡田 3080-3		
	TEL / FAX	TEL 046 (220) 0501 / FAX 046 (220) 0552		

 山口 昌興 やまぐち まさおき 昭和36年10月19日生	職 業 分 類	畜産農業	入会	2012年10月26日
	事 業 所	(有) 清川恵水ポーク	役職	代表取締役
	所 在 地	〒243-0112 清川村煤ヶ谷 1913		
	TEL / FAX	TEL 046 (288) 3699 / FAX 046 (288) 1640		

会員名簿

 山田 幹男 やまだ みきお	職 業 分 類	不動産売買、仲介、管理	入会	1998 年 4 月 24 日
	事 業 所	(有) 厚英開発	役職	代表取締役
	所 在 地	〒 243 - 0014 厚木市旭町 1 - 23 - 3		
	TEL / FAX	TEL 046 (228) 3149 / FAX 046 (228) 2941		
昭和 23 年 5 月 16 日生				

 和田 貴樹 わだ たかき	職 業 分 類	幼稚園	入会	2012 年 8 月 24 日
	事 業 所	(学) 厚木和田学園	役職	理事長
	所 在 地	〒 243 - 0032 厚木市恩名 3 - 11 - 55		
	TEL / FAX	TEL 046 (222) 2561 / FAX 046 (224) 3001		
昭和 34 年 6 月 23 日生				

	職 業 分 類		入会	
	事 業 所		役職	
	所 在 地			
	TEL / FAX			

	職 業 分 類		入会	
	事 業 所		役職	
	所 在 地			
	TEL / FAX			

	職 業 分 類		入会	
	事 業 所		役職	
	所 在 地			
	TEL / FAX			

会員名簿

	職 業 分 類		入会	
	事 業 所		役職	
	所 在 地			
	TEL / FAX			

	職 業 分 類		入会	
	事 業 所		役職	
	所 在 地			
	TEL / FAX			

	職 業 分 類		入会	
	事 業 所		役職	
	所 在 地			
	TEL / FAX			

	職 業 分 類		入会	
	事 業 所		役職	
	所 在 地			
	TEL / FAX			

	職 業 分 類		入会	
	事 業 所		役職	
	所 在 地			
	TEL / FAX			

	職 業 分 類		入 会	
	事 業 所		役 職	
	所 在 地			
	TEL / FAX			

	職 業 分 類		入 会	
	事 業 所		役 職	
	所 在 地			
	TEL / FAX			

	職 業 分 類		入 会	
	事 業 所		役 職	
	所 在 地			
	TEL / FAX			

	職 業 分 類		入 会	
	事 業 所		役 職	
	所 在 地			
	TEL / FAX			

	職 業 分 類		入 会	
	事 業 所		役 職	
	所 在 地			
	TEL / FAX			

新 会 員 推 薦 書

提出月日 年 月 日

フリガナ 氏 名	様 歳		
事業所名		役職名	
事業所所在地	TEL FAX		
自宅住所	TEL FAX		
推薦者 (会員2名)			

<職業分類>

--

<委員長確認>

会員組織委員長サイン

--

<会長・幹事確認>

会長サイン

幹事サイン

--	--

<理事会承認月日> <全会員承認月日> <入会金納入月日>

年 月 日	年 月 日	年 月 日
-------	-------	-------

年 月 日

理事会議案書（協議）（審議）

厚木県央ロータリークラブ

提 案 者	
-------	--

議 案 内 容	
例会数	第 回 例会
開催日時	年 月 日 () 時 分点鐘
開催場所	
テーマ	
例会名	
例会内容	目的 内容
予 算	円
その他	

結 審 ・可決 ・否決（賛成 反対 棄権 ）・継続	
備 考	

よいことの
ために
手を取りあおう

Rotary 

2025 - 2026 年度計画書
厚木県央ロータリークラブ